

要領第1章基本方針に記載された変更箇所一覧

No.	区分	機能名	題意内容等
1	基本	学校マスタ	属する教育局を設定できるよう対応
2	基本	メインメニュー	複数の課程が存在する学校(特支小中学校、高校全日・定時など)において、両課程の授業を受け持つ教員がいるため、メインメニューにおいて課程を切替できるような調整
3	教職員管理	教職員異動処理(ID管理システム連携)	スクールネット認証機能を使用するため、システム間の情報連携を行うアプリケーションを構成
4	出欠管理	欠課換算マスタ	遅刻早退を欠課に換算する項目を削除
5	児童生徒情報管理	生徒情報閲覧・登録・訂正	前籍校の文字入力数を拡張
6	児童生徒情報管理	休学・留学・退学・除籍処理	指導要録に記載する入力文字数の拡張とこれに伴う横票レイアウト調整
7	児童生徒情報管理	学籍データ読み込み	前籍校の文字入力数を拡張
8	児童生徒情報管理	転編入・転籍者基本情報登録	前籍校の文字入力数を拡張
9	履修・受講管理	時間割変更	課単位で時間割を変更できるメニューを作成
10	履修・受講管理	教科・科目一覧表	教科マスタと科目マスタを結合した一覧表出力機能を実装
11	履修・受講管理	受講科目マスタ	旧システムの登録データをベースに新システムに登録
12	成績管理	成績通知表	レイアウト調整
13	指導要録	指導要録	・令和3年度以前の入学生に係る様式に対応 ・入力項目追加(発行年月日)、横票レイアウト調整
14	証明書等	生徒証	
15	証明書等	在籍証明書・在学期間証明書	
16	証明書等	卒業証明書	レイアウト調整
17	証明書等	卒業見込証明書	(〇〇高等学校 校長一〇〇高等学校長、成績証明書等に前籍校情報を出力する 等)
18	証明書等	成績証明書	
19	証明書等	成績証明書(観点別評価対応)	
20	証明書等	単位修得証明書	
21	進路管理	合格状況集計表	
22	進路管理	就職内定状況集計・報告	・入力項目・レイアウト調整(区分に「道内(同一管内)」「道内(同一管内を除く)」を加える、現役・既卒の区分追加等) ・教育局別の報告確認に対応(選択肢に教育局を加える)
23	進路管理	就職内定状況調査	
24	進路管理	就職内定状況入力	
25	進路管理	進学用願書	レイアウト調整(発行番号印字等)
26	進路管理	就職用願書	
27	進路管理	大学短大等進学状況及び系統別人数	
28	進路管理	専修・各種学校等入学状況及び系統別人数	
29	進路管理	大学別進学状況	
30	進路管理	卒業予定者の進路希望状況	
31	進路管理	状況別卒業者数	
32	進路管理	就職先の都道府県別就職者数	
33	進路管理	職業別就職者数	
34	進路管理	就職先の産業別就職者数	
35	進路管理	大学短大等進学状況	
36	進路管理	大学短大等進学者の系統別人数	・入力項目・レイアウト調整(区分に「道内(同一管内)」「道内(同一管内を除く)」を加える、現役・既卒の区分追加等) ・教育局別の報告確認に対応(選択肢に教育局を加える)
37	進路管理	専修・各種学校等入学状況及び系統別人数	
38	進路管理	国立大学進学状況集計	
39	進路管理	公立大学進学状況集計	
40	進路管理	地方の私立大学進学状況集計	
41	進路管理	状況別卒業者数	
42	進路管理	就職先の都道府県別就職者数	
43	進路管理	職業別就職者数	
44	進路管理	就職先の産業別就職者数	
45	進路管理	就職内定状況調査集計表	
46	進路管理	卒業予定者の進路希望状況集計	
47	進路管理	進路希望調査集計	
48	進路管理	個人調査票(特別支援中学校+中等教育学校前期向け)	レイアウト調整
49	保健管理	健康診断票	レイアウト調整
50	保健管理	生徒別健康診断結果通知書	レイアウト調整
51	保健管理	受検者名簿	レイアウト調整
52	保健管理	未受診者への受診勧告書	レイアウト調整
53	保健管理	結果の通知と治療勧告書	
54	保健管理	感染症発生状況報告	道の定期報告に対応できるよう調整(入力項目、出力横票等)
55	保健管理	学校医等執務記録簿	レイアウト調整
56	保健管理	感染症発生状況	教育局別に出力対象校を抽出できるよう調整 学校医等執務記録簿の指定様式対応に伴い、当記録簿の確認書の最大数値「5名まで」から「2名まで」に変更
57	保健管理	保健管理マスタ	
58	入学者選抜報告	入学者選抜報告機能	入選関係の報告をwebフォームで入力できるよう開発。

【別紙3】

第2節 北海道立北の森づくり専門学院

第1 監査の概要

1 監査の目的

令和4年度包括外部監査の監査選定テーマに沿い、コロナ克服のための経済対策を具体化するために、コロナ交付金の一部が充当され北海道が打ち出した重点政策とされている北海道立北の森づくり専門学院の管理運営について、その事務が適切に行われているか検証する。

2 監査対象部局

- (1) 水産林務部林業木材課
- (2) 北海道立北の森づくり専門学院（現地調査）

3 監査の範囲

北海道立北の森づくり専門学院の管理運営に関わる事務全般

4 監査日程

(1) 予備調査

令和4年7月29日 水産林務部林業木材課

(2) 本調査

令和4年10月4日 水産林務部林業木材課

令和4年10月31日 北海道立北の森づくり専門学院

令和4年11月1日 北海道立北の森づくり専門学院

5 着眼点

- (1) 法令、条例、規則等に基づき適正に管理運営されているか
- (2) 経済的、効果的、効率的に管理運営されているか
- (3) 施設、設備、備品等は適正に維持管理されているか

6 監査の手続

予備調査においては、林業木材課及び北の森づくり専門学院担当者から、施設の概要や予算執行状況等について、資料を基に聴取を行った。

本庁聴取においては、林業木材課及び北の森づくり専門学院担当者から、予備調査で聴取した内容に追加する形で、具体的な管理状況について聴取すると共に、現地調査時の対応の説明を行った。

現地調査では、北の森づくり専門学院の各担当者から、実際の業務の執行状況の

確認や、現物の確認等を行った。

また、その他、必要に応じて、内部資料を閲覧し、法令・規程に抵触するものがないか確認を行った。

第2 監査対象の概要

1 施設概要

(1) 施設の概要に関すること

所管部署	北海道水産林務部林業木材課
学校名	北海道立北の森づくり専門学院
目的	次代の森林づくりを担う者の育成
所在地	北海道旭川市西神楽1線10号
開校年月	令和2年4月
修学期間	2年
学年定員	40人
運営形態	学校教育法に基づく専修学校
修学要件	道内林業・木材産業等へ就業を希望する者で次の全てを満たす者 ・高校卒業程度又は同等以上の学力を有する ・入学時に40歳以下
カリキュラム	・講義と実習による体系的なカリキュラム ・現場作業に必要な最大14の資格等取得 など
特徴	・全道各地に就業、定着する「地域に根差した人材」育成 ・現場の学びを重視し実践力を養成するカリキュラム ・地域や産学官と連携し、オール北海道で支える運営体制 ・安全かつ効果的に学べる林業機械オペレーター養成プログラム
入学料	8,320円
年間授業料	163,200円
その他経費	2年間で78万円程度（資格取得、教材等）
入学試験	推薦又は一般試験

(2) 事業の管理運営に関すること

学院運営費	教育課程編成・運営体制整備	教育計画および教育プログラムの策定 ・教育計画の作成 ・地域、産学官との連携。協力体制による運営（学校評価等の実施） ・フィンランドのリベリア林業専門学校との連携
	情報発信	道内外から広く生徒を確保するためのPR ・SNSなど多様なツールによる情報発信 ・オープンキャンパス、学校説明会の開催
	生徒募集・入学試験実施	募集要項の作成および入学選考試験の実施 ・募集要項を道内外の学校等へ配布 ・入学試験の実施（旭川、札幌、帯広、東京、福岡）

教育課程運営費	校舎及び地域等における講義・実習等の実施 ・外部講師依頼 ・教材、林業機械の調達 ・生徒の移動手段の確保（バスの借り上げ） など
庁舎維持管理費	校舎及び公用車等の維持管理

(3) 入学者数および管理費

		令和2年度	令和3年度
入学者数		34名	40名
管理費	予算	810,448千円	128,737千円
	決算	779,021千円	103,558千円

2 教育方針

(1) 教育方針の概要

北海道の豊かな生態系をはぐくむ森林を守り育て、将来の世代に引き継いでいく、百年先を見据えた森林づくりを推進するという理念のもと、林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を身に付け、将来的に企業等の中核を担う地域に根差した人材を育成します。

林業・木材産業の盛んな旭川市にキャンパスを設け、地域や産学官と連携したオール北海道の体制により、道内各地域の特徴ある森林を活用し、実践的な教育を行います。

【北の森づくり専門学院 パンフレット より】

(2) 教育目標

北海道立北の森づくり専門学院では、北海道の豊かな生態系をはぐくむ森林を守り、育て、将来の世代に引き継いでいく、百年先を見据えた森林づくりを推進する「北海道森林づくり条例」の理念のもと、林業・木材産業の即戦力となり、将来的に企業等の中核を担う地域に根差した人材の育成を目標として定めます。

【教育システム】

教育目標に基づき、卒業認定から教育課程、入学者の受入までの一貫した教育システムを構築します。

○ 卒業認定の方針：育成すべき人材像（ディプロマ・ポリシー）

DP

○ 即戦力となる人材

- 安全かつ的確な現場作業技術
- 関連産業全体の幅広い知識
- コミュニケーション能力 など

○ 将来的に企業等の中核を担う人材

- 現場管理や経営の専門知識、企業の生産性向上など、将来に身に付けていく能力の基礎となる力

○ 教育課程の方針（カリキュラム・ポリシー）

CP

- 道内の林業・木材産業を体系的に学ぶ講義
- 道内全域をフィールドとした豊富な地域実習
- 自立性や社会性の習得に向けた実践的林業教育

4つの柱

- ① 的確な森林調査・プランニング力
- ② 確かな森林施業の実践力
- ③ 森林・木材の活用力
- ④ 業務を円滑に進める行動力

○ 入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）

AP

- 学ぶための基礎的な学力
- 林業・木材産業への関心や就業意欲
- 将来を担う多様な人材の確保

【北の森づくり専門学院 教育基本方針 より】

(3) 人材育成方針

即戦力となる人材

→就業後すぐに現場で活かせる能力を身に付ける

- ・基本的な現場作業を安全かつ的確に行う技術
- ・森林・林業・木材産業に関する幅広い基礎知識
- ・就業後に必要な資格とコミュニケーション能力

企業等の中核を担う人材

→将来必要となる能力の基礎を身に付ける

- ・現場の統括管理や労働安全衛生などの指導能力
- ・生産性向上など企業の経営マネジメント能力
- ・森林や林業、木材産業等の魅力を発信する能力
- ・対話や情報分析を通じ地域の活性化などに貢献する能力

【北の森づくり専門学院 パンフレット より】

(4) 教育の特徴

北海道の気候風土や森林・林業・木材産業の特徴を活かした様々な学びの要素を取り入れながら、北海道らしい人材育成を行います。

また、林業・木材産業が「魅力的な仕事」として次世代の担い手に認識されるよう、森林・林業・木材産業の意義や可能性、木材の良さなど様々な魅力を体感する機会を創出し、森林づくりへの愛着と就業後の将来目標を明確に持った未来志向の人材を育成します。

<教育の3つの特徴>

- 林業・木材産業の基礎技術の少人数・集中型の学習
 - ・チェーンソー伐木技術や高性能林業機械の操作技術などの理論的・体系的な学習
 - ・全道のフィールドを活用した基礎技術の少人数・集中型の実習
 - ・現場作業に必要な資格を取得し、技術を体得する効果的な反復練習
- 広大な北海道全域をフィールドとした地域性を活かした実践的な学習
 - ・様々な地域の人工林・天然林など、多様な条件下で安全な伐採方法を学習
 - ・積雪期に実施する冬山造材作業など北海道の特色ある森林施業を学ぶ実習
 - ・国や地方公共団体、大学など多様な主体が実践している特徴的な森林づくりや先進的な取組を学習
 - ・豊かな自然環境で、生物多様性に配慮した持続可能な林業を学習
 - ・北海道の豊かな自然や北海道発祥の「木育」、全国No.1の木材自給率・森林認

証地域などを背景とした北海道独自の特色ある講義

- 主体的な学びを重視し、未来志向の意識を醸成する学習
 - ・ I C Tや高性能林業機械のシミュレーターなどを活用した最先端技術の学習
 - ・ 北海道の林業・木材産業を支える実践者との対話型学習
 - ・ 社会性や職業観を養う地域でのインターンシップ、個人の資質を大切にし、自ら企画し取り組む主体性を養う地域実践実習や自主研究

【北の森づくり専門学院 教育基本方針 より】

(5) 授業の方法

授業は、基礎的・専門的な知識を学ぶ講義と、現場で必要となる技術や北海道の多様な地域性を踏まえた実習を組み合わせます。

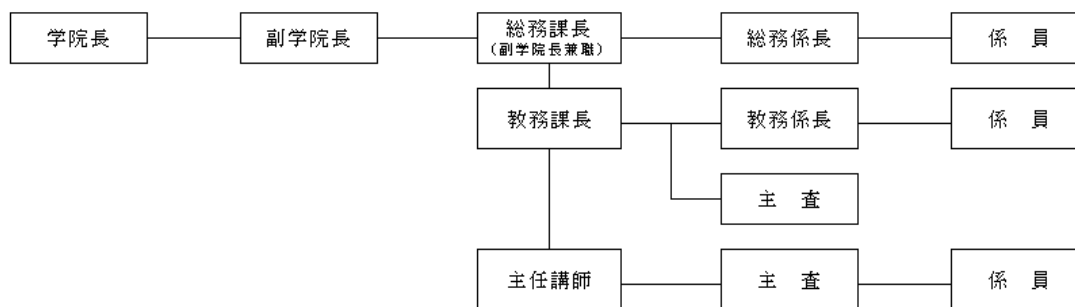
現場での学びを重視し実践力を養成するため、地域や企業等との密接な連携のもと、実習の時間を多く確保します。

また、少人数のグループワークや対話型授業を積極的に取り入れ、講師や生徒相互の対話を重視し、コミュニケーション能力や協調性・表現力・思考力を高める授業とします。

【北の森づくり専門学院 教育基本方針 より】

3 組織・運営体制

(1) 組織体制



【生徒便覧 より】

(2) 学校運営 (分掌事務)

区分	分掌事務
総務課	学院運営の企画、調整、財務会計、財産・庁舎管理等を担当
教務課	生徒募集、入・退学、修了、賞罰、学籍、学習成績の取りまとめ、各種証明書の発行、健康管理、生活指導、就職支援、専門課程の教育計画、奨学金等を担当
主任講師	専門課程の企画、調整及び実施に関すること等を担当

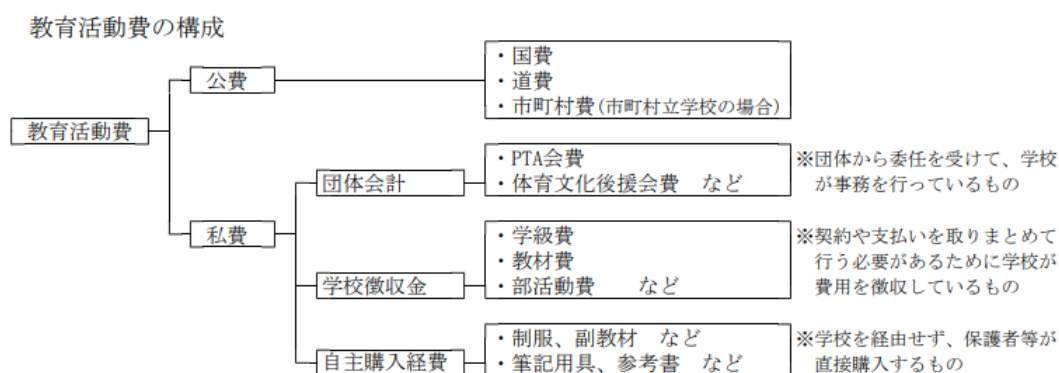
【生徒便覧 より】

4 学校運営会計の概要

(1) 道立学校における教育活動費について

学校において行われる様々な教育活動の基盤となる経費には、公費と私費がある。

これは、学校の教育活動が、教育目標を達成するために、学校設置者として実施すべき活動をはじめ、部活動に代表されるような受益者負担（私費）を原則とする児童生徒の自主的な活動や、保護者等と連携し行う活動から成り立っていることによる。なお、一般的な学校では、教育活動費について以下のような会計区分となっている。



一般に、学校において「財務会計」という場合、公費の会計を指している。公費会計は、法令、条例、規則などにその取扱いについての根拠があり、収入は地方公共団体の予算に組み入れられ、地方公共団体の予算の執行として支出される。

また、「私費会計」とは、私費（受益者）負担を相当とする経費について、契約や支払いを学校が取りまとめて行う必要があるため、その経費を保護者等から徴収している会計や、学校の教育活動の支援を行うために設立された団体（PTA等）の委任を受けて会費の徴収や事務を行うものをいい、前者を「学校徴収金」、後者を「団体会計」と呼んでいる。

私費会計は、学校（校長）と児童生徒の保護者との間の委任の性格をもつ契約に基づくものと考えられ、民法の委任契約に準じて法律関係を考えることとなる。委任契約では、委任を受けた者は委任の本旨に従って善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理しなければならない義務を負っている。

(2) 北の森づくり専門学院における管理費

北の森づくり専門学院の会計は、北海道の公費である「道費」の他、「私費」として日常の教育活動を進めるための経費として生徒から徴収する「学生諸費」と

生徒や卒業生の相互の親睦を図るとともに、民主的な活動による学校生活及び学院の教育環境の向上等を目的とした「北森会会計」がある。

(3) 会計管理に関する規程

北の森づくり専門学院において、北海道の公費である「道費」については、「北海道財務規則」をはじめとする北海道財務会計関係法令等に準拠して執行がなされている。また、「私費」については、教育庁総務課が平成31年3月に作成した「道立学校私費会計事務処理マニュアル」を基に当学院で規定した「北海道立北の森づくり専門学院学生諸費会計事務処理要領」及び「北海道立北の森づくり専門学院団体会計事務処理要領（現在は令和4年3月7日施行の北森会会計事務処理要領へ移行）」を準拠して執行がなされている。

第3 監査の結果

1 法令、条例、規則等に基づき適正に管理運営されているか

公費、私費について、それぞれ関係する規程を把握するとともに、関係する簿冊を通査するとともに、各現場担当者から業務の執行状況を聴取し、適正な管理運営がなされているかと確認した。

なお、北の森づくり専門学院で独自に定めている規程は以下のとおりである。

	(生徒便覧掲載規定)
1	北海道立北の森づくり専門学院条例
2	北海道立北の森づくり専門学院管理規則
3	北海道立北の森づくり専門学院管理細則
4	北海道立北の森づくり専門学院処務細則
5	北海道立北の森づくり専門学院事務決裁細則
6	北海道立北の森づくり専門学院教務規程
7	北海道立北の森づくり専門学院教務規程の運用について
8	北海道立北の森づくり専門学院履修要項
9	北海道立北の森づくり専門学院カリキュラム運営委員会設置要領
10	北海道立北の森づくり専門学院生徒心得
11	北海道立北の森づくり専門学院生徒のアルバイトについて
12	生徒の本分に反する行為をした生徒に対する措置について
13	北海道立北の森づくり専門学院生徒表彰要領
14	北海道立北の森づくり専門学院生徒の自動車等の乗り入れにについて
15	北海道立北の森づくり専門学院北森会規約
16	北海道立北の森づくり専門学院の休講及び補講に関する取扱い
17	北海道立北の森づくり専門学院評価実施要綱
18	北海道立北の森づくり専門学院評価実施要領
19	北海道立北の森づくり専門学院運営評価調書
20	北海道立北の森づくり専門学院の学院運営評価委員会設置要領

21	北海道立北の森づくり専門学院無料職業紹介事業運営要領
22	北海道立北の森づくり専門学院に在籍する生徒が加入する保険について (その他規定)
23	北海道立北の森づくり専門学院表彰要領
24	北海道立北の森づくり専門学院入学者選考試験 記述試験実施要領
25	北海道立北の森づくり専門学院入学者選考試験 口述試験実施要領
26	北海道北の森づくり専門学院授業料等徴収事務取扱要領
27	北海道立北の森づくり専門学院授業料の減免に関する事務取扱要領
28	北海道立北の森づくり専門学院学生諸費会計事務処理要領
29	外部講師又は生徒への謝金等の支払に関する事務処理要領
30	実習補助員設置要綱
31	北の森づくり専門学院インターンシップ活動実施要領
32	北海道立北の森づくり専門学院における個人情報の取扱いについて
33	北海道立北の森づくり専門学院校内ネットワーク利用規則
34	北の森づくり専門学院タブレット端末等使用規程
35	北海道立北の森づくり専門学院校舎等機械警備に係るセキュリティカードキー管理要領
36	北森会会計事務処理要領

また、その他、必要に応じて、内部資料を閲覧し、法令・規程に抵触するものがないか確認を行った。

(1) 私費会計における学院内検査・自主点検・研修について

「北海道立北の森づくり専門学院学生諸費会計事務処理要領」において、第12条で学院内検査、第13条で自主点検、第17条で研修等が、また「北海道立北の森づくり専門学院団体会計事務処理要領」第13条で学院内検査、第14条で自主点検、第18条で研修等が、それぞれ規定されているが、担当者のこれらの実施状況を聴取したところ、いずれも学院設立以降未実施とのことであった。

学院内の規程で実施が規定されている以上、こちらについても、実施すべきである。

特に、私費会計は、保護者等から金銭を徴収する会計であり、使途や出納状況等について、透明性の確保や説明責任が求められるほか、適切な処理が行われない場合、生徒や保護者、地域の信頼を失うことから、公費に準じて厳正に取り扱うべきである。

以上のことから、私費会計についても、規程どおり、学院内検査・自主点検・研修を実施し、その透明性を確保する必要がある。

<北海道立北の森づくり専門学院学生諸費事務処理要領>

(学院内検査)

第12条 支出担当者は、毎年度末又は事業が終了したときは検査員の検査を受けるものとする。また、年度途中で支出担当者が転任、交替及び退職したときも同様とする。

2 検査員は、「検査員チェックリスト（別記第6号様式の1）」により検査を行うものとし、検査終了後に作成する「検査報告書（別記第6号様式の2）」に添付して、学院長に報告するものとする。

(自主点検)

第13条 副学院長は、毎年5月に「自主点検チェックリスト（別記第7号様式の1）」により各団体会計の事務処理について自主点検を実施し、「自主点検表（別記第7号様式の2）」を添えて、一般決定書により学院長の決裁を受けるものとする。

2 学院長は、自主点検の結果適切でない事項が認められた場合は、速やかに問題点・課題等の改善を図るものとする。

(研修等)

第17条 副学院長は、新たに3条の（2）から（7）までの担当者を指定したときは、速やかに学生諸費会計の事務処理に係る研修を実施するものとする。

2 副学院長は、前項によるもののほか、学生諸費会計の事務処理に携わる職員を対象に、毎年度、定期的に学生諸費会計に係る研修を実施するものとする。

<北海道立北の森づくり専門学院団体会計事務処理要領>

(学院内検査)

第13条 会則で監査委員を定めていない団体会計の支出担当者は、毎年度末に検査員の検査を受けるものとする。また、年度途中で支出担当者が転任、交替及び退職したときも同様とする。

2 検査員は、「検査員チェックリスト（別記第6号様式の1）」により検査を行うものとし、検査終了後に作成する「検査報告書（別記第6号様式の2）」に添付して、学院長に報告するものとする。

(自主点検)

第14条 副学院長は、毎年5月に「自主点検チェックリスト（別記第7号様式の1）」により各団体会計の事務処理について自主点検を実施し、「自主点検表（別記第7号様式の2）」を添えて、一般決定書により学院長の決裁を受けるものとする。

2 学院長は、自主点検の結果適切でない事項が認められた場合は、速やかに

問題点・課題等の改善を図るものとする。

(研修等)

第18条 副学院長は、新たに第3条の(2)から(7)までの担当者を指定したときは、速やかに団体会計の事務処理に係る研修を実施するものとする。

2 副学院長は、前項によるもののほか、団体会計の事務処理に携わる職員を対象に、毎年度、定期的に団体会計に係る研修を実施するものとする。

<北森会会計事務処理要領>

(学院内検査及び自主点検)

第13条 副学院長は、年度前に「自主点検チェックリスト(別記第6号様式の1)」により会計の事務処理について自主点検を実施し、「自主点検表(別記第6号様式の2)」を添えて、学院長に報告することとする。

2 副学院長は、自主点検の結果適切でない事項が認められた場合は、速やかに学院長に報告することとし、問題点・課題等の改善を図るものとする。

別記第6号様式の1

検査員チェックリスト

会計名 _____

検査員職・氏名 _____

項目	適否欄	
	適	否(問題点等)
経理簿、出納計算書の残額と預金通帳の残額、現金が一致しているか。		
経理簿に収納日計表、支出決定書に基づく入金、出金の状況が記載されているか。		
経理簿、出納計算書の記載に誤りはないか。		
学院長は収入支出の際に決裁しているか。		
収納日計表、支出決定書は整備されているか。		
収入の内訳、収入金額は記載されているか。		
支出決定書に領収書または金融機関の振込票が添付されているか。		

注1:適正に処理されているものは、「適」の欄に○を付すこと

注2:不適切なものは、「否」の欄にその理由を簡潔に記載するとともに、検査報告書・検査所見欄に転記すること

別記第6号様式の2

学院長	副学院長

検 査 報 告 書

年 月 日

検査員
職氏名

検 査 理 由

検査実施年月日 年 月 日

検査対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

会計名	前期繰越額 (前任者から引き 受けた額)	本期受入額	本期支払額	保管額	
				預金	手元保管
	円	円	円	円	円
検査所見					

自主点検チェックリスト

会計名 _____

番号	項目	適否欄	
		適	否(問題点等)
1	会計の必要性、金額の妥当性等の検討がなされているか		
2	予算残額についての検討は十分なされているか		
3	保護者等への予算、徴収額、決算、監査等の通知・報告は、事前に学院長決裁のうえ、学院長名で行われているか		
4	会計の学院への委任内容等は整理されているか (団体会計のみ)		
5	各担当者等は年度当初に適切に定められているか		
6	現金、預金通帳、印鑑の管理状況は適切か		
7	各担当者等は各会計事務処理要領により適切に事務処理を行っているか(経理簿作成・支出担当者、収納担当者、印鑑保管者、通帳保管者、確認者、検査員)		
8	決定書等関係処理の決裁は適切に行われているか		
9	確認者の毎月(每学期)の確認、検査員の年度末(事業終了時)の検査、事務引継ぎ等は適切に行われ、学院長に報告されているか		
10	関係書類の整備状況、保存状況(保存期間5年)は適切か		
点検結果		A	B C

注1：適正に処理されているものは、「適」の欄に○を付すこと

注2：不適切なものは、「否」の欄にその理由を簡潔に記載するとともに、自主点検表の問題点・課題等欄に適すること

注3：点検結果は、次により該当部分に○を付すこと

全ての項目が「適」に○の場合：A(適切)

「否」の項目が1つある場合：B(一部不適切)

「否」の項目が2つ以上ある場合：C(不適切)

自主点検表

1 共通事項

項目	点検結果	問題点・課題等	問題点・課題等の改善方法
学院内規定は準則の内容を満たしているか			
学院長は学院が取り扱う団体、徴収金等の会計を把握しているか			
学院長が会計の内容を把握できる体制となっているか			
口座管理簿、現金会計管理簿は整備されているか			
担当者等は内部牽制が機能する指定となっているか			
金庫に簿外の現金等不自然なものはないか			
昨年の自主点検で不適となった事項を改善しているか			

※自主点検結果は次の基準で記入する。

A：適切 B：一部不適切 C：不適切

2 会計ごとの点検結果

会計区分	点検結果	問題点・課題等	問題点・課題等の改善方法
会計			
会計			
会計			

※ 点検結果は、自主点検チェックリストの点検結果を転記すること

※ 問題点・課題等は、自主点検チェックリストに否の項目がある場合、番号と内容を記載すること

【指摘】

私費会計について、会計事務処理要領に基づき、学院内検査、自主点検、研修等を実施するべきである。

(2) 保証人の保証内容について

生徒が入学する際に、生徒は「誓約書」を提出するが、その中で、保証人の署名と、保証人について「万一本人が北海道立北の森づくり専門学院に迷惑を与えたときは、保証人が一切の責めを引き受けます。」と記載されている。しかし、誓約書の中では、当該「迷惑」の具体的な内容や、保証人の責任の範囲については、記載がされておらず、学院の中でも当該内容について、具体的な定めはなかった。

ここで、保証人が、いかなる損害について保証するのかその内容が明らかでなく、また、保証の上限（極度額）が明確でない状況では、保証人に過度な負担を強いる可能性もあり、保証人にとって不利益を生じる可能性がある。

以上のことから、誓約書において、保証人からの保証を求めるのであれば、具体的にどのような損害によって保証を求めるのか、また保証の上限について、保証人に明示する必要があると考える。

別記第3号様式（第10条関係）

誓 約 書

年 月 日

北海道立北の森づくり専門学院長 様

本 人 郵便番号
住 所
氏 名
生年月日

保証人 郵便番号
住 所
氏 名
生年月日
本人との関係
職 業
電話番号

この度、北海道立北の森づくり専門学院への入学を許可されましたが、入学後においては、諸規則を守り、専心修学に努めます。

万一本人が北海道立北の森づくり専門学院に迷惑を与えたときは、保証人が一切の責めを引き受けます。

ここに、保証人と連署して誓約します。

【意見】

保証人について、その責めに帰す損害の内容と保証人の責任の範囲をあらかじめ明示すべきである。

2 経済的、効果的、効率的な管理運営なされているか

公費および私費の会計帳簿（経理簿）を閲覧し、財務の執行状況を把握すると共に、必要に応じて証憑突合を実施した。

(1) 私費で受け入れた寄付金（100万円以上）にかかる北海道知事から感謝状の贈呈について

本学院では、寄付金を受け入れた際には、公費（道費）ではなく、私費（保護者会計（現、北森会計））で受け入れを行っている。よって、当該寄付金は北海道の歳入とはなっていない。しかし、当学院は、「北海道立北の森づくり専門学院表彰要領」第3条（2）なお書き「なお、1寄付あたり100万円以上の寄付等については、「道への寄付に対する知事感謝状の贈呈について」（平成30年2月6日付け人事第2112号通知）による。」という規程に基づき、100万円以上の寄付については、所管である林業木材課の決定に基づき、知事からの感謝状を贈呈している。よって、北海道の歳入になっておらず、言わば知事の直接の管轄下でない寄付金について、知事から感謝状が贈呈される状況となっており、整合性に欠けるといえる。さらに、当該感謝状用の額縁については、公費（道費）で購入しており、私費で受け入れた寄付金に係る直接経費を公費で賄うという点についても、整合性に欠けるといえる。

なお、林業木材課の見解としては、「北森カレッジへ寄付があった場合は、学院の私費会計で受け入れているが、当該寄付金については、生徒の教育活動への支援や教育環境の向上のために活用し、道内で活躍する林業従事者の育成・確保に繋がることなど、道行政に貢献することから、『道費としての歳入とならない場合であっても、道行政に貢献していると整理される場合には、感謝状を贈呈することに問題ない』とする人事課の見解も踏まえ、知事感謝状を贈呈しています。」とのことである。

しかし、当該表彰は寄付金の受け入れに起因しており、公費たる道費での受け入れであれば、その時点で北海道の歳入となり道行政に貢献しているといえるが、私費での受け入れでは該当金員を保護者会（現、北森会）が受け取ったにすぎず、その時点では生徒の教育活動への支援や教育環境の向上のために活用されているというには疑問が残る。なお、監査時点では当該寄付金は使用されておらず、具体的な活用方法も定まっていない。また、当該寄付金の具体的な活用方法といった寄付目的が記載されたいわゆる「寄付申込書」も入手しておらず、当該寄付金

が具体的に道行政への貢献がなされているか不明確である。また、当該私費については、前述の指摘のように、会計事務処理要領に基づいた院内検査、自主点検、研修等を行っておらず、そのような状況下の私費で多額の寄付金を管理することには、今後のその使用も含め疑問が残る。

以上のことから、私費で受け入れた寄付金については、感謝状の贈呈については、道行政への具体的な寄与状況も勘案し、その可否を検討すべきであり、私費の性質上は、学院長名での感謝状の贈呈がその整合性は高いといえる。

【意見】

私費で受け入れた寄付金について、北海道知事の感謝状を贈呈するのであれば、当該寄付金が道行政に具体的にどのように寄与したのか、その使用も含めて明確にした上で、行うべきである。なお、監査人としては、私費で受け入れた寄付金について感謝状を贈呈するのであれば、金額が100万円以上であっても学院長名での感謝状にすべきと考える。

(2) SNSを用いたPR活動の有効性について

北の森づくり専門学院では、SNSを用いたPRを行っている。当該PRについて、学院内で運営評価を行っているが、当該評価について設定されている指標は「投稿回数」となっていた。SNSを用いたPRにおいては、いかに当該SNSが閲覧されたかが重要であり、「投稿回数」よりも、各投稿に対する「閲覧回数」やSNSでの「フォロワー数」を基準にその効果測定を行うべきである。なお、北海道においても、総合政策部広報広聴課において「道のソーシャルメディアの適切な運用（照会）」（広報広聴第662号令和3年9月21日）の中で、「フォロワー数」を基にソーシャルメディアの閉鎖要否の検討を求める文章が発信されており、「フォロワー数」による判断が主流であると考えられる。

以上のことから、SNSにおける効果測定は、閲覧回数やフォロワー数といった受信側の基準をもとにすべきと考える。

【意見】

SNSを用いたPRについては、投稿回数よりも閲覧回数やフォロワー数を基に効果測定を行い、評価を実施すべきである。

3 施設、設備、備品等は適正に維持管理されているか

備品の整理状況を確認し、適切な備品管理がなされていることを確認した。また、備品管理簿から現物を照合し、その実在性について確認を行った。

金庫及び、現金・準現金の実査を行い、適正な管理がなされていることを確認した。

(1) 備品への管理番号の不記載

本学院が管理している備品に管理番号は1件ずつ附番されており、こちらを基に備品管理が行われていた。しかし、備品現物には、当該管理番号が記載されておらず、備品管理簿と現物との照合が難しい状況となっている。

品名が特徴的なものにつきましては、品名から現物にあたることは可能であり、また自動車のように別途ナンバーから個体識別が可能となるが、同一品名が複数ある備品等については、品名のみから現物に一对一で照合することは困難であり、備品管理簿から現物を照合する作業が非常に煩雑となってくる。作業が煩雑となると、当該作業自体の実施がだんだん行われなくなることが懸念され、最終的に備品の現物管理が適切に行いえなくなる危険性が非常に高くなる。

以上のことから、備品現物へは、原則、北海道財務規則別記第51号様式に定められ、備品管理番号が記載されている「備品管理票」を備品毎に貼付することにより、現物に備品番号が明示されている状態にすることが適切な物品管理の観点から必要であるといえる。

<北海道財務規則別記第51号様式>

備 品 管 理 票		
大 類 別	中 類 別	小 類 別
⋮	⋮	⋮
管理番号 () 第 号		
(部 局 名)		

- 注 1 この備品管理票は、備品にちょう付する。
2 類別欄には、それぞれコードを記載する。
3 管理番号欄の括弧内には、当該物品の取得年度を記載する（例 平成6年度において取得した物品については、「6第〇〇号」とする。）。
4 管理番号は、小類別ごとに年度ごとの一連番号を記載する。

- 5 備品管理票は、類別、供用先その他の必要に応じ適宜色別して使用することができる。
- 6 備品管理票の寸法は、原則として縦3.5センチメートル、横5.5センチメートルとするが、特に必要がある場合は、変更して使用することができる。

【意見】

固定資産台帳に記録すべき備品のうち、その備品の性質上、各備品の特定を確実にできる場合を除き、当該備品には管理番号のシール等を貼付するなどして管理を行うべきである。

第3節 北海道地方競馬事業

第1 監査の概要

1 監査の目的

令和4年度包括外部監査の監査選定テーマに沿い、コロナ禍における北海道の財政収入及び支出に係る財政事務の執行という観点から、地域経済に貢献し、その収益をもって社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展等の施策を行うにあたり必要な経費の財源となる北海道競馬の運営について、その執行が適正に行われているかを検証する。

2 監査対象部局

- (1) 農政部競馬事業室
- (2) 一般社団法人北海道軽種馬振興公社（現地調査）
- (3) 門別競馬場（現地調査）

3 監査の範囲

北海道地方競馬事業の実施に関わる事務全般

4 監査日程

(1) 予備調査

令和4年7月28日 農政部競馬事業室

(2) 本調査

令和4年9月27日 農政部競馬事業室

令和4年10月3日 一般社団法人北海道軽種馬振興公社

令和4年10月3日 門別競馬場

5 着眼点

- (1) 法令、条例、規則等に基づき適正に管理運営されているか
- (2) 設置目的に従い十分な活用が図られているか
- (3) 経済的、効果的、効率的に管理運営されているか
- (4) 施設、設備、備品等は適正に維持管理されているか

6 監査の手続

上記着眼点に基づき、関係する資料の精査並びに対象部局へのヒアリング及び現地調査等による確認を行った。

第2 監査対象の概要

1 北海道地方競馬について

(1) 所管部課等

農政部競馬事業室

(2) 設置目的（根拠法）

以下、競馬法の規定（抜粋）を掲げる。

（趣旨）

第一条 この法律は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に関し規定するものとする。

（競馬の施行）

第一条の二 日本中央競馬会又は都道府県は、この法律により、競馬を行うことができる。

2 次の各号のいずれかに該当する市町村（特別区を含む。以下同じ。）で、その財政上の特別の必要を考慮して総務大臣が農林水産大臣と協議して指定するもの（以下「指定市町村」という。）は、その指定のあった日から、その特別の必要がやむ時期としてその指定に付した期限が到来する日までの間に限り、この法律により、競馬を行うことができる。

一 著しく災害を受けた市町村

二 その区域内に地方競馬場が存在する市町村

3 総務大臣は、前項の規定により市町村を指定しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

4 第二項の規定による指定には、条件を付することができる。

5 日本中央競馬会が行う競馬は、中央競馬といい、都道府県又は指定市町村が行う競馬は、地方競馬という。

6 日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村以外の者は、勝馬投票券その他これに類似するものを発売して、競馬を行ってはならない。

（馬主の登録）

第十三条 農林水産省令の定めるところにより、日本中央競馬会が行う登録を受けた者でなければ、中央競馬の競走（日本中央競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。）に馬を出走させることができない。

2 日本中央競馬会は、競馬の公正な実施を確保するため必要があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による登録を抹消することができる。

(馬の登録)

第十四条 日本中央競馬会が行う登録を受けた馬でなければ、中央競馬の競走に出走させることができない。

(競走馬の調教及び騎乗)

第十六条 農林水産省令の定めるところにより、日本中央競馬会が行う免許を受けた調教師又は騎手でなければ、中央競馬の競走のため、馬を調教し又は騎乗することができない。

2 日本中央競馬会は、競馬の公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による免許を取り消すことができる。

第三章 地方競馬

(競馬場の数)

第十九条 地方競馬の競馬場の数は、北海道にあつては六箇所以内、都府県にあつては各二箇所以内とする。

(競馬の開催)

第二十条 地方競馬は、次に掲げる事項につき農林水産省令で定める範囲を超え、又は農林水産省令で定める日取りに反して、開催してはならない。

- 一 都道府県の区域ごとの年間開催回数
- 二 一回の開催日数
- 三 一日の競走回数

2 農林水産大臣は、都道府県又は指定市町村に対して、競馬の開催日数、一回の開催日数及び開催の日取りその他競馬の開催に関し、調整上必要な指示をすることができる。

(競馬の実施に関する事務の委託)

第二十一条 都道府県又は指定市町村は、政令で定めるところにより、競馬の実施に関する事務を他の都道府県若しくは市町村、日本中央競馬会、地方競馬全国協会又は私人に委託することができる。

(準用規定)

第二十二条 第五条から第九条まで、第十一条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、地方競馬について準用する。この場合において、第五条、第六条第一項、第二項及び第四項、第八条第一項、第十二条第六項並びに第十八条第一項中「日本中央競馬会」とあるのは「都道府県又は指定市町村」と、第六条第一項中「第三条の二第一項」とあるのは「第二十条の二第一項」と、第十三条第一項中「、日本中央競馬会」とあるのは「、地方競馬全国協会」と、「（日本中央競馬会）」とあるのは「（都道府県又は指定市町村）」と、同条第二項、第十四条、第十六条及び第十七条中「日本中央競

馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と読み替えるものとする。

(収益の使途)

第二十三条の九 都道府県は、その行う競馬の収益をもって、畜産の振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、スポーツの振興及び災害の復旧のための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

(3) 競馬場の名称、所在地及び敷地面積

名 称 門別競馬場

所 在 地 北海道沙流郡日高町駒丘76番地1

敷地面積 64.7ha (うちきゅう舎地区：155,000㎡、駐車場地区：15,998㎡)

(4) 門別競馬場の主な施設等

- ① きゅう舎エリア きゅう舎 (調教師住宅、独身寮付属) 38棟等
- ② 業務・住宅エリア 厚生施設・調整ルーム1棟、管理事務所2棟、検体採取所1棟、装鞍所1式、馬診療所1棟、きゅう務員アパート4棟、職員住宅2棟等
- ③ 顧客エリア Aスタンド1棟、ポラリススタンド1棟、とねっこラウンジ1棟等
- ④ 走 路 外回り1,600m、42基の照明灯、屋内調教用坂路900m
- ⑤ 馬 房 数 912馬房 (38棟×24馬房)
- ⑥ 居 住 可 能 数 348世帯

(5) 開催日程・時間

4月中旬から11月上旬の毎週火・水・木曜日を基本に、31週間・85日間 (全日程ナイター) 開催。開門は14時00分、最終レースは20時40分頃発走 (開催日程・時間等は変更する場合あり)

(6) 施設利用料 (競馬場入場料)

無料

(7) 門別競馬場への交通アクセス

札幌から車で1時間10分 (道央道～日高道経由)

千歳から車で50分 (道央道～日高道経由)

道南バス「札幌駅前」から「門別競馬場前」まで1時間50分

JR札幌駅から鶴川駅まで (苫小牧経由) 2時間 (鶴川駅からハイヤーで15分)

(8) 主な沿革

昭和23 (1948) 年	競馬事業開始 (競馬実施地：札幌、函館、北見、旭川、帯広、岩見沢、小樽、室蘭。実施年代で開催場は変遷 (年間最大6場開催))
昭和48 (1973) 年	北海道競馬事務所設置
昭和51 (1976) 年	社団法人北海道軽種馬振興公社発足
昭和57 (1982) 年	門別トレーニングセンター開所 (全道のきゅう舎を集約)
昭和60 (1985) 年	電話投票開始
昭和62 (1987) 年	「道営競馬」から「ホッカイドウ競馬」に改称
平成3 (1991) 年	発売額・入場者とも過去最高を記録
平成4 (1992) 年	収支の赤字化 (平成24年まで赤字の状態継続)
平成9 (1997) 年	門別競馬場開設
平成10 (1998) 年	地方競馬共同在宅投票システム導入
平成13 (2001) 年	単年度赤字最大、ネット発売開始、ミニ場外新設
平成18 (2006) 年	S P A T 4 で発売
平成19 (2007) 年	北海道競馬改革ビジョン策定、楽天競馬で発売
平成21 (2009) 年	門別ナイター化、北海道軽種馬振興公社へ事業委託
平成22 (2010) 年	北海道競馬推進プランの策定、門別1場化
平成23 (2011) 年	地方競馬トータリゼータシステムへの参画
平成24 (2012) 年	屋内調教用坂路竣工、J R A馬券の発売開始
平成25 (2013) 年	22年振りの単年度収支黒字化
平成26 (2014) 年	トリプル馬単導入
平成27 (2015) 年	内回り走路竣工、第2期北海道競馬推進プラン策定
平成28 (2016) 年	照明L E D化
平成30 (2018) 年	北海道胆振東部地震により9月6日から9月20日まで開催停止
令和元 (2019) 年	新型コロナウイルスのため場外発売所休止 (令和2年2月27日～)
令和2 (2020) 年	過去最高発売額、第3期北海道競馬推進プラン策定、J B C 2歳優駿初開催
令和3 (2021) 年	過去最高発売額を2年連続更新

(9) 場外発売所

本場 (門別競馬場) を除き計16か所の場外発売所を有する。

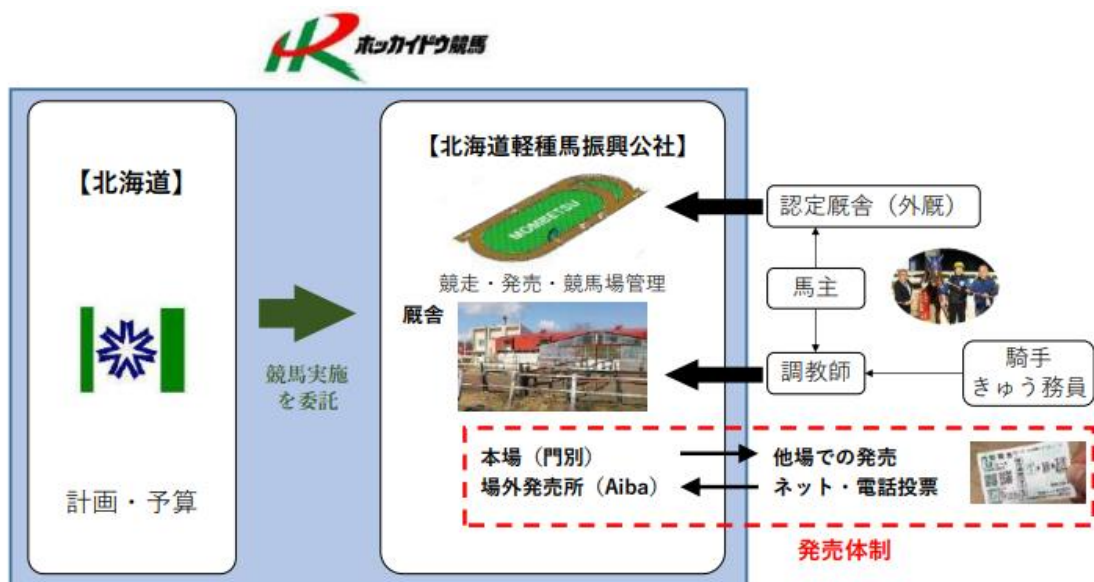


【農政部競馬事業室作成】

2 ホッカイドウ競馬の実施主体等

(1) 実施主体

競馬法第21条に基づき、競馬の実施に関する事務を一般社団法人北海道軽種馬振興公社に委託。



(2) 委託内容

北海道（委託者）と一般社団法人北海道軽種馬振興公社（受託者）との間で締結された令和4（2022）年3月29日付委託契約書の規定（抜粋）を、以下に掲げる。

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託業務の名称 | 北海道競馬の実施に関する業務 |
| 2 委託期間 | 令和4年（2022年）4月1日から
令和5年（2023年）3月31日まで |
| 3 業務委託料 | 金29億1,742万7,000円
(うち消費税及び地方消費税の額 金2億6,522万0,636円)
ただし、第12条の規定による精算の結果、受託者の実支出額が業務委託料の額に満たないときは、当該実支出額 |

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。（※1）
- 2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。
- 3 この契約書の定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4～10 (略)

(再委託の禁止)

- 第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(施設及び物品の供与)

- 第10条 委託者は、委託業務を処理するために必要な別表1及び別表2に掲げる施設及び物品を受託者に無償で供与するものとする。（※2）
- 2 受託者は、供与を受けた施設及び物品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 (略)

(調査等)

- 第11条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求

め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(実績報告等)

第12条 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び収支精算書を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により提出された実績報告書及び収支精算書を審査の上、業務委託料の額を確定して受託者に通知するものとする。

※1 委託業務処理要領の「3 業務委託の内容」において規定されている委託業務の内容は、以下のとおりである。

(1) 競走の実施に関する事務及び附帯事務

ア 競馬番組の作成

イ 出走申込、騎手申込及び調教師の届出

ウ 馬検査、馬の格付及び編成

エ 出走馬の確定

オ 競走の実施（馬場管理、発走、決勝審判、検量、裁決、獣医、理化学検査）

カ 競走の公正の確保

(2) 勝馬投票券の発売・払戻に関する事務及び附帯事務

ア 発売・払戻システム（トータリゼータシステム、キャッシュレスシステム）の管理・運営に関する事務

イ 電話投票システムの管理・運営に関する事務及び附帯事務

(3) 映像及び音声の放送等の実施に関する事務及び附帯事務

(4) 開催従業員の雇用に関する事務及び附帯事務（石狩場外・札幌駅前場外発売所を除く）

(5) 入場料の徴収事務並びに附帯事務

(6) ファンサービス、イベント等の実施、広報・宣伝に関する事務及び附帯事務

(7) 問い合わせやトラブル、苦情に対する初期対応等に関する事務

(8) 場内外の整理・警備に関する事務及び附帯事務（石狩場外・札幌駅前場外発売所を除く）

(9) 広域場間場外発売に係る勝馬投票券の発売・払戻金及び返還金の交付事務（石狩場外・札幌駅前場外発売所を除く）並びに附帯事務

(10) 中央競馬の競走に係る勝馬投票券の発売・払戻金及び返還金の交付事務（石狩場外・札幌駅前場外発売所を除く）並びに附帯事務

(11) その他、必要な業務、各種調整、北海道が行う業務の事務補助等

(12) 各業務の詳細については、「業務仕様書」による。

※2 別表1（施設供与一覧）及び別表2（物品供与一覧）記載の施設及び物品は、以下のとおりである。

別表1

施設名	箇所数	面積（㎡）
沙流郡日高町富川駒丘76番地1 門別競馬場		
土地		34,112.00
スタンド	1	1,534.90
検量棟	1	292.87
繋ぎ厩舎	1 (12)	178.20
調整ルーム	1	435.95
検体採取所（馬脚洗浄）	1	144.23
パトロールタワー	4	41.96
入場口詰所	1	6.87
入場券発売所・入場門	1	23.00
馬場・発走係詰所	1	41.52
駐車場	2	28,099.90
駐車場照明	一式	
馬待機所	2	668.10
前売発売所	1	18.23
前売発売所前テレビ台	1	2.50
仮設プレハブ施設他	6	39.60
投影塔	1	4.00
交流馬房	1	787.32
防疫施設	1	85.40
下見所パドック	1	1,120.00
誘導馬厩舎	1	8.85
駐車場交通整理員詰所	1	12.00
国道交差点道路門	1	
スタンド管理用門扉	1	
馬場照明灯	1	
その他施設一式	1	
デジタル馬衡機	1	

別表 2

物 品 名	数 量
発馬機	4 式
放映装置 (場内スローVTR)	1 式
計測機器 (上がりハロソタイム)	1 式
車両 (患者輸送用)	1 台
車両 (散水用)	3 台
トラクター	3 台
トラクター (ユニモグ)	4 台
ショベルローダー	1 台
フロントローダー	1 台
トウスハロー	1 台
紙幣計算機	6 台
硬貨計算機	8 台
デジタル騎手秤	1 式
映像着順表示装置	1 式
無線機 (特定省電力)	1 式
競馬情報管理・出力装置	1 式
トータリゼータシステム	5 式
有人払戻機	2 台
事務用机	21 台
会議用テーブル	6 台
事務用回転椅子	14 脚
更衣ロッカー	4 台
両開書庫	4 台
無停電電源装置	1 式
椅子・テーブルセット	4 式
ラックケース	1 台
風向計	1 式
TZS-GW機器	1 式
デジタルコンバーター (スタンド場内テレビ用)	1 式
映像機器 (小樽場外)	1 式
映像機器 (岩見沢場外)	1 式
発電機	1 式
オーディオ・ミキサー	1 式
非常用発電機	1 台
シュレッダー (番組用)	1 台
自動発払機	16 台
馬糞用ダストボックス	1 式
映像機器 (苫小牧場外)	1 式
自動発払機	1 台
除雪機	2 台
クイックターンカメラ	1 台
テレビ (グリルハウス用)	1 式
映像機器	1 式

デジタルビデオレコーダー	1式
体重計（騎手用）	1式
乗用芝刈り機	1台
マニュアルスプレッター	1台
スタンドカー	1台
車両（ダンプトラック）	1台
車両（ウッドチップ整備用トラクター）	1台
発馬機	3式
自動発払機	10台

3 地方競馬特別会計における収支決算額（過去5か年）について

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳入（①）	27,207,199	27,679,860	35,692,621	53,785,121	54,561,871
歳出（②）	26,148,202	27,063,612	34,081,057	50,579,816	50,810,489
収支（①－②）	1,058,997	616,248	1,611,564	3,205,305	3,751,382

4 活動内容（競馬事業における企画・実施等）

以下、一般社団法人北海道軽種馬振興公社作成に係る令和3年度事業報告書の記載（抜粋）を掲げる。

（1）競馬事業費について

公社が道から委託及び補助を受け実施した業務の事業費は34億96百万円。

- 内訳 ・競馬事業費 26億93百万円（予算額27億62百万円）
- ・管理事業費 8億3百万円（予算額9億63百万円）

（2）開催日程について

令和3年度の開催は、新型コロナウイルス感染症の影響により、本場は開幕から5月5日まで事前応募による入場制限でのスタートとなり、その後も国や北海道から発せられる措置等により無観客や制限を設けての開催となりました。場外発売所においても同様に休業や時間短縮営業を繰り返すなか、濃霧による3競走取り止めがありましたが、当初の計画どおり82日間実施することが出来ました。結果、発売成績は昨年度を上回り記録となる522億9,969万円（計画対比139.1% 前年対比100.5%）、となりました。

また、1日の発売金額についても、JBC当日の11月3日18億2,199万2,390円となり、さらに1開催の発売金額も第15回開催の49億9,177万1,350円とそれぞれの記録を更新しました。

（3）報償費について

令和3年度は重賞競走について、2歳最高峰のJBC2歳優駿競走を充実させ

るため2歳重賞競走の1着本賞金を増額しました。3歳以上は発売額の見込める2重賞競走の1着本賞金を増額したほか、3歳および3歳以上の格付において準重賞競走を新設いたしました。

また、重賞・準重賞競走以外についても、賞金配分の方式の統一、出走手当の一部見直しに加え、調教師・きゅう務員手当の見直しや、騎手手当の最低着順単価など幅広く増額しました。

なお、春期における馬資源及び競走数確保のため、輸送費の補助事業や早期出走奨励金の支給、馬購入費に対する補助などの事情について、それぞれ継続・拡大して行いました。

(4) 発売拡大の取り組み

今年度も集客を目的とする積極的なイベント控える方針のもと、在宅勤務をはじめとする行動規制のなかで生まれた、新たなファン層の定着、これまでの地方競馬また土日を中心とするJRAファンに対し、他場とは異なる馬産地ホッカイドウ競馬ならではの魅力をインターネット、その他媒体を通じて発信するとともに道産品のプレゼント企画等に切り替え実施しました。

場外発売所においても、入場制限等により集客を目的としたイベント等が実施出来る状況になく、新北海道スタイルを周知徹底しての発売に留まりました。

(5) 競馬番組について

競馬番組は、競馬事業の根幹部分であることから、ファンに魅力ある競走を提供していくことが重要です。

ホッカイドウ競馬では、日本中央競馬会や地方競馬全国協会並びにジャパンブリーダーズカップ協会、日本軽種馬協会など各方面からのご支援やご協力のもと、各世代においてバリエーション豊かな競走距離を編成することにより競馬番組の充実を図りました。

(6) ファンサービスについて

従来実施された企画等について、様々なケースを想定し企画準備を進めたが最終的にコロナの影響が収まらず、各イベント、ファンサービスについては、その時々で実施可能な範囲に留まりました。

そのなかでも、在宅投票の道内外のファンに向けて、オフィシャルホームページでの情報提供の充実を図ったほか、連携企業をはじめ北海道を拠点とする企業とタイアップしたプレゼント企画を様々なメディアを通じ実施しました。

また、これまでのタイアッププロスポーツクラブのほか、新たなスポーツクラブの協力を得て、双方のファンへの認知向上を図る足がかりとして、合同プレゼ

ント企画を実施しました。

第3 監査の結果

北海道地方競馬事業の実施に関わる事務全般にあたって着眼点ごとに監査手続を定め、その手続に従い監査を実施した結果、概ね適正に執行されていることが認められたものの、一部の事項については、次のとおり留意すべき事項が認められた。

1 法令、条例、規則等に基づき適正に管理運営されているか

(1) 建物の登記について

以下、一般社団法人北海道軽種馬振興公社（以下「公社」という。）の所有に係る施設一覧表を掲げる（「資産名」欄のうち、同一名の資産は供用年月が異なる別個の資産であることを、「登記の有無」欄のうち、「○」の記載は登記がなされていることをそれぞれ示す。）。

番号	資産名	登記の有無
1	汚水処理施設	
2	厚生施設	
3	車庫	
4	装鞍所	
5	装鞍所 馬房	○
6	馬場管理室	
7	隔離きゅう舎	
8	検疫事務所	
9	管理事務所	
10	警備員詰所	
11	ボイラー設備	
12	放送設備	
13	構内便所	
14	機材庫	
15	物置	
16	診療所検査室	
17	作業員詰所	
18	資材倉庫	
19	JBC 駐車場入場券売場プレハブ	
20	物置ハウス 厚生施設	

21	スーパーハウス 中古	
22	駐車場出入口 警備員常駐ハウス	
23	パドック休憩小屋	
24	事務所横ポニーきゅう舎	
25	事務所物置	
26	下見所 騎手・調教師控室	
27	鞍保管 中古プレハブ	
28	照明器具保管物置	
29	馬場整備員用中古プレハブ	
30	ポラリススタンド入金精算所	
31	救護棟・馬場管理棟	
32	喫煙室 (ポラリス・とねっこ・馬主会前)	
33	場内整備事務所	
34	門別競馬場マルチホール	
35	屋内調教用坂路 休憩室・喫煙室	
36	きゅう舎 (1期)	
37	調教師住宅	
38	きゅう務員住宅	
39	独身寮	
40	物置	
41	職員住宅	
42	所長住宅	
43	きゅう務員アパート	
44	きゅう舎 (2期)	
45	調教師住宅	
46	きゅう務員住宅	
47	独身寮	
48	物置	
49	きゅう務員アパート	
50	単身者住宅	
51	職員寮	
52	プチハウス	
53	ジンギスカン小屋	
54	ログハウス	

55	東屋 とねっこ広場	
56	ジンギスカン小屋	
57	ジンギスカン小屋管理人プレハブ	
58	ウェルカムハウス	
59	ジンギスカン小屋	
60	排水管・排水路	
61	防火水槽・消火栓	
62	内走路	
63	走路乗替広場	
64	角馬場	
65	乗替広場	
66	雨水排水路	
67	汚水処理施設	
68	外走路	

不動産登記とは、不動産の物理的現況及びこれらの権利変動を登記情報として記録して公示する制度であるところ、このことに関し、不動産登記法は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とするものと規定している（不動産登記法第1条）。

この点、上記一覧表のうち、例えば、番号37、38、39、41、42、43、45、46、47、49、50、51など人の住居として使用されている施設については、いずれも表題登記（当該建物の物理的状況等を表示した登記）をしていないことから、登記記録上、その現況や所有者が不明な状態のままになっているところ、当該施設の所有者である公社によれば、当該施設とその敷地の所有者が同一であることを理由に、表題登記をしない取扱いをしているとのことである。しかし、不動産登記法上、新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から1か月以内に、表題登記を申請しなければならないとされており（同法第47条第1項）、また、公社の会計処理規程第47条においても、「不動産登記を必要とする固定資産は、取得後遅滞なく登記しなければならない。」と規定されていることから、当該施設と敷地の所有者が同一であるということは、表題登記をしない理由たり得ないというべきである。

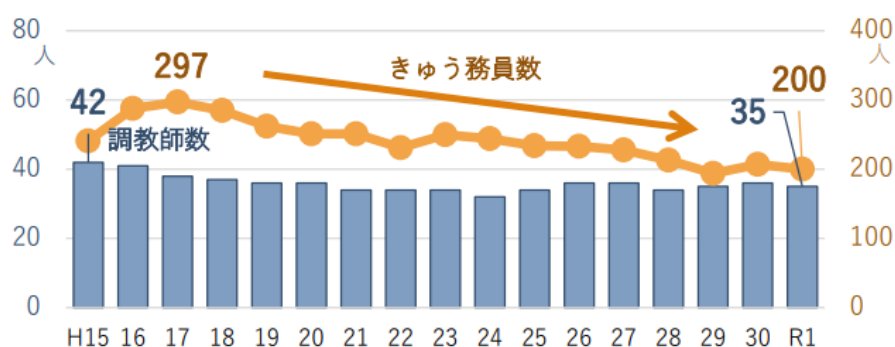
【指摘】

公社の所有する施設のうち、不動産登記法上、表題登記の対象となる建物であるにもかかわらず表題登記をしていない建物に関し、その有無を調査するとともに、表題登記の対象となる建物がある場合は、速やかに表題登記をするべきである。

2 設置目的に従い十分な活用が図られているか

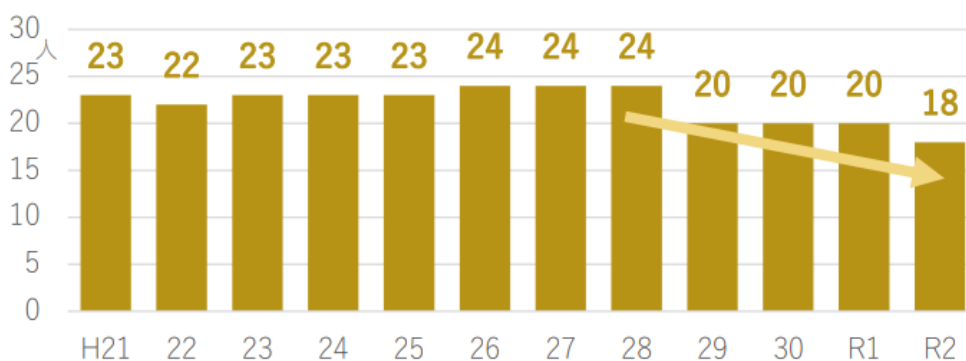
(1) 競馬関係者（調教師・きゅう務員・騎手）数の減少に歯止めをかける対策について

■ 調教師ときゅう務員の人数



【地方競馬に関する資料（NAR） より】

■ 騎手数



【北海道軽種馬振興公社 より】

上記グラフにもあるとおり、ホッカイドウ競馬所属の調教師は、平成15年の42人から令和元年には35人にまで減少し、きゅう務員は、平成17年に300名近くいたものの、令和元年には200名まで大きく減少、しかも近年は外国人をきゅう務員として雇用することによりその人数を維持している状況にある。

また、騎手は、平成28年までは24人所属していたものの、近年は、他場への移籍や調教師への転職などにより令和2年には18名まで減少している。

以上のとおり、競馬事業の実施に不可欠とも言うべき調教師・きゅう務員・騎手（以下、これらを総称して「競馬関係者」という。）については、近年、減少傾向にあるところ、北海道は、「調教師、騎手、きゅう務員は、ホッカイドウ競馬閉幕後の所得機会が少なくなる冬期間の所得確保などを通じたきゅう舎の経営安定が大きな課題」となっている旨分析し、その減少傾向の主たる要因を、冬期間の所得減少にあるものと結論付けている。しかし、北海道は、競馬関係者が得ている実際の収入額等を把握することなく上記分析を行っているのであって、当該分析は、客観的な資料等に基づくものではない。

ホッカイドウ競馬の開催・実施にとって必要不可欠な競馬関係者数の減少傾向に歯止めをかけることは、北海道にとって喫緊の課題であることから、上記の分析が真に当を得ているのかにつき、客観的な資料等を収集の上、検証するとともに、その検証結果を踏まえた、具体的かつ実効性のある対策を早急に講じるべきである。

【意見】

競馬関係者数の減少傾向に歯止めをかけるべく、その減少理由に関する現状の分析が真に当を得ているのかにつき、客観的な資料等を収集の上、検証するとともに、その検証結果を踏まえた、具体的かつ実効性のある対策を早急に講じるべきである。

(2) 競馬関係者に対するアンケート調査の実施について

上述の競馬関係者数の減少傾向に歯止めをかける対策を講じるにあたって、いかなる理由でその数が減少しているのかについては、当該関係者が最も把握しているものと思われるところ、過去、北海道がその所属する競馬関係者（以前ホッカイドウ競馬に所属していた競馬関係者を含む。）に対して、当該理由に関連する事項（広く言えば競馬事業の運営に関する事項であるが、より細かく分類すれば、競馬関係者の住環境や労働環境に関する事項、収入に関する事項等）につき、アンケート調査（網羅的な調査）を実施したことは一度もない。

なお、アンケート調査を実施したことはないものの、競馬関係者から北海道に対して競馬事業の運営に関して要望等があれば、個別にその内容を聴取する機会があることから、あえて網羅的な調査を行う必要はないとの意見もあり得る。そして、現に、競馬関係者所属の各団体から北海道に対し、要望書の提出がなされている。しかし、当該要望は、競馬関係者の最大公約数的な意見であって、個々の意見を汲み上げるものではないことから、北海道として十分な調査を行っている

ると言えるのか疑問である。

【所感】

競馬関係者数の減少傾向に歯止めをかけるためにも、具体的かつ実効性のある対策を講じる必要があることから、競馬関係者に対するアンケート調査（網羅的調査）の実施を検討すべきである。

(3) 開催日程の決定について

地方競馬場（門別、帯広、盛岡、水沢、浦和、船橋、大井、川崎、金沢、笠松、名古屋、園田、姫路、高知、佐賀）における開催日程は、地方競馬を主催する各都道府県又は各指定市町村がその詳細を決定することになるところ、ホッカイドウ競馬については、例年4月中旬から11月上旬の毎週火・水・木を基本に、31週間・85日間（全日程ナイター）開催されている。

他方、高知競馬場及び佐賀競馬場では、JRA（日本中央競馬会）の競馬開催日である土・日においてナイター開催をしていることから、JRAの競馬開催にあたってその勝馬投票券を購入した者が、引き続き同開催終了後において実施される上記ナイター競馬に係る勝馬投票券を購入する結果、同売上は、平日（JRAの競馬開催日以外の日）に開催する地方競馬と比較して、高額になることが予想される。

この点、ホッカイドウ競馬は、冬期間において、降雪等のため競馬開催を実施することが困難であることから、限られた開催期間（4月中旬から11月上旬まで）中に、より多くの売上を計上することが求められ、高知競馬場や佐賀競馬場と同様、JRAの競馬開催日に合わせてナイター開催を実施することは、その売上増加に寄与することが見込まれる。無論、ホッカイドウ競馬における開催日程の決定にあたっては、他の地方競馬との重複開催を避けるべく、各主催者間での調整が必要となる場合があるものの、上述のとおりホッカイドウ競馬においては、冬期間の競馬開催が困難である（競馬開催によって得られる収入機会が乏しい）ことは、その調整を行う際に掲げる理由として説得的な内容と思料される。

【所感】

競馬開催による売上の最大化を図るべく、他の地方競馬との重複開催を避けつつ、その開催日程の決定を検討すべきである。

3 経済的、効果的、効率的に管理運営されているか

(1) 相見積りの取得基準について

公社の会計処理規程細則は、以下のとおり定めている。

第26条 当公社の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により理事長が締結する。

第30条 第26条に規定する一般競争入札及び指名競争入札による契約以外の契約を行う場合は原則として随意契約の方法により行うことができる。

2 前項の規定により、随意契約の方法による場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、予定価格が30万円未満のとき、その他理事長がその必要がないと認めたときは、単数見積りにより処理することができる。

3 前項の規定にかかわらず、法令により価格の定められている物件を購入入れるとき、その他理事長がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

以上の規定によれば、契約金額が30万円未満であるとき、または理事長がその必要がないと認めたときは、相見積りを取らなくてよいこととなる。しかし、単数（一者）からの見積りだけで当該契約の契約金額の妥当性を評価することは困難であり、契約内容の対象如何によっては、金額の多寡にかかわらず、必要に応じて相見積りを取るべき場合も想定されるところ、公社によれば、契約金額が30万円未満の場合で相見積りを取ったことは一度もないとのことである。これでは、見積りを依頼した業者の言い値で公社が契約を締結するおそれが生じる。

また、上記規定の内容であれば、契約金額が30万円以上の場合でも、公社の理事長が相見積りを取る必要がないと認めたときは、単数見積りによって契約することができることになるが、果たしていかなる場合に、相見積りを取る必要がないと認められるのか、規定上、その基準はあいまいである。

なお、公社によれば、北海道財務規則の内容を参考にして、上記規定を定めたとのことであるが、公社が当該定めに基づいて自身の契約事務の取扱を定めるべきとする合理的な理由はない。

【意見】

随意契約の方法による場合は、相見積りをとることを原則とし、例外的に単数見積りで足りる場合でも、その例外的取扱いの基準を明確にするべきである。

(2) 競馬場の入場料について

競馬場の入場料について、競馬法及び競馬法施行規則は、以下のとおり定めている。

(競馬法)

第五条 日本中央競馬会は、競馬を開催するときは、入場者（第二十九条各号に規定する者その他の者であって農林水産省令で定めるものを除く。）から農林水産省令で定める額以上の入場料を徴収しなければならない。ただし、競馬場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして農林水産大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

第二十二条 第五条から第九条まで、第十一条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、地方競馬について準用する。この場合において、第五条、第六条第一項、第二項及び第四項、第八条第一項、第十二条第六項並びに第十八条第一項中「日本中央競馬会」とあるのは「都道府県又は指定市町村」と、第六条第一項中「第三条の二第一項」とあるのは「第二十条の二第一項」と、第十三条第一項中「、日本中央競馬会」とあるのは「、地方競馬全国協会」と、「（日本中央競馬会」とあるのは「（都道府県又は指定市町村」と、同条第二項、第十四条、第十六条及び第十七条中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と読み替えるものとする。

(競馬法施行規則)

第四条

1 (略)

2 法第五条の農林水産省令で定める額は、百円とする。

以上の規定を踏まえ、門別競馬場を除く他の地方競馬場（帯広、盛岡、水沢、浦和、船橋、大井、川崎、金沢、笠松、名古屋、園田、姫路、高知、佐賀）のうち、盛岡競馬場と水沢競馬場は200円、その他の競馬場は100円の入場料を徴収しているものの、唯一、門別競馬場が入場料を徴収しない（無料とする）取扱いをしている。

この点、北海道は、より多くの人々が来場することを目的として、門別競馬場の入場料を徴収しない取扱いをするわけであるが、そもそも、競馬法第5条及び第22条の規定からすれば、地方競馬場において入場料を徴収することが原則であり、また、競馬場施設の有効活用という観点からも、門別競馬場における入場料を有料とする方が自然である。さらに言えば、そもそも競馬に関心がない者にとって、入場料が無料であることは、門別競馬場に来場する動機とはなり難いので

あって、より多くの来場者を望むのであれば、道民を含む多くの人々にとって、門別競馬場に来場したいと思ってもらえるような、魅力ある競馬場にすることに注力することが重要であると思われる。

【所感】

施設の有効活用という観点から、競馬場入場料の有料化の是非を検討するべきである。

(3) 門別競馬場の賃借料（総額設定及び施設賃借料の変更）について

北海道（借主）は、ホッカイドウ競馬振興株式会社（貸主）との間で、北海道地方競馬の門別開催及び門別場外発売所並びに競馬開催に係る調教用として、門別競馬場の借用地及び専用施設の賃貸借について契約しているが（契約年月日：平成20年4月1日）、貸付物件並びに賃貸借期間及び賃借料に関して、以下のとおり定めている（抜粋）。

なお、当該契約書（門別競馬場賃貸借契約書）において、北海道は甲、ホッカイドウ競馬振興株式会社は乙として呼称されている。

第1条 乙は、その所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を甲に賃貸し、甲は、これを賃借する。

- (1) 名称 門別競馬場内借用地及び専用施設
- (2) 所在地 沙流郡門別町富川駒丘76番地1
- (3) 土地 34,112㎡
- (4) 施設設備等 貸付一覧表のとおり（※）

※ 門別競馬場土地施設等貸付一覧表

[土地]

34,112㎡

[施設等]

【平成9年度整備分】

名 称	箇所数	面積 ㎡
スタンド	1	1,534.90
検量棟	1	292.87
繋ぎ厩舎	1 (12)	178.20
調整ルーム	1	435.95
検体採取所（馬脚洗場）	1	144.23

パトロールタワー	4	41. 96
入場口詰所	1	6. 87
入場券発売所・入場門	1	23. 00
馬場・発走係詰所	1	41. 52
駐車場	1	12,102. 00
ファン用歩行道路	1	7,200. 00
取付道路信号機	一式	
馬待避所	2	668. 10
前売発売所	1	18. 33
前売発売所テレビ台	1	2. 50
誘導サイン看板	1	
仮設プレハブ施設他	6	39. 60
その他施設一式	1	

【平成10年度整備分】

名 称	箇所数	面積 m ²
撮影塔	1	4. 00
繋ぎ厩舎（馬脚洗場）	1	178. 26
調整ルーム（休憩所）	1	40. 07
交流馬房敷地整備	1	2,400. 00
交流馬房	1	787. 32
駐車場	1	15,997. 90
駐車場照明	一式	
防疫施設	1	85. 40
下見所パドック増設	1	1,120. 00
誘導馬厩舎	1	8. 85
凍結防止用タンク	1	※
駐車場交通整理員詰所	1	12. 00
国道交差点取付道路	1	
国道交差点取付道路門	1	
スタンド管理用門扉	1	
馬場照明灯	一式	
その他施設一式	1	

※ 容量：20,000. 00リットル

【平成11年度整備分】

名 称	箇所数	摘 要
デジタル馬衡機	1	
駐車場道路舗装	1	
車載式大型映像装置	1	

第3条 賃借期間は、平成20年4月1日から平成43年3月31日までとする。

2 (略)

第4条 賃借料は、門別競馬場施設等整備に要した経費及び維持管理経費に係るものとし、施設等整備に係る賃借料については、甲は乙に対して当該施設等整備に要した借入金の償還期間（平成32年度）までに第3条の契約期間の賃借料の全額を支払うものとする。

2 前項の借入金償還期間中に全額を支払う施設等整備に係る賃借料の一部は、別紙1の「門別競馬場施設整備に係る貸借計画」に記載する当該償還終了後（平成33年度以降）の賃借料の前払いとする。

3 甲は、平成20年4月1日から平成43年3月31日までの賃借料として金12億6,084万3,150円（うち消費税及び地方消費税の額金6,004万150円）を乙に支払うものとする。

4 平成20年度から平成43年度までの各年の賃借料は別紙1のとおりとする。

5 賃借料に含まれる維持管理費について、施設等の状況に応じ、5年ごとに甲乙協議して見直すことができるものとする。

6～8 (略)

第12条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

以上の規定から、北海道は、施設整備に要した資金借入金（資金を借り入れたのはホッカイドウ競馬振興株式会社）の償還計画等を基に、23年間という賃借期間を設定の上、貸借人たるホッカイドウ競馬振興株式会社より、競馬開催に必要な施設（門別競馬場土地施設等貸付一覧表記載に係る物件）を借用しているところ、その賃借料については、月単位あるいは年単位ではなく、23年間という長期にわたる賃借期間に対応する形でその総額を定めている。

また、賃借料のうち維持管理費については、5年ごとに契約当事者間で見直すことができること（見直す可能性があること）を規定しているにもかかわらず（第4条第5項）、施設賃借料については、かような定めを設けていないのは、契約当事者が、施設賃借料に関し契約期間において変更することを全く想定して

いなかったことを窺わせるものであるところ、経済情勢や経済動向、物件の所在する周辺状況や施設の劣化状況等に即応する形で、施設賃借料についても契約期間において変更しうることを前提とした規定を設けるべきである。

なお、かような賃借料の定め方（23年間という長期にわたる賃借期間に対応する形でその総額を定める方法）をした理由については、北海道においても明らかにすることができなかったが、いずれにしても、賃借期間に対応する形で賃借料の総額を設定すべき高度な合理的理由があるわけではないものと思料される。

【所感】

契約期間が長期にわたり、かつ賃借料が高額となることが予定されている賃貸借契約につき、あえて月あるいは年単位でなく、契約期間に対応する形で賃料総額を定めること及び長期にわたる契約期間において施設賃借料を変更しうる規定を設けていないことに合理的な理由があるのか、検証するべきである。

（4）各場外発売所における収支について

本場を除く全16か所（旭川、岩見沢、静内、苫小牧、小樽、滝川、浦河、中標津、札幌駅前、千歳、函館港町、江別、石狩、札幌中央、登別、釧路）の場外発売所のうち、直近5年間のいずれかの年度における収支がマイナス（赤字）を計上しているのは、岩見沢場外発売所であり、かつ、当該場外発売所は、令和2年・3年度と2期連続で赤字を計上している。

この点、北海道は、岩見沢場外発売所において2期連続の赤字を計上している理由につき、コロナ禍による影響（外出自粛）を挙げるところ、他の15か所の場外発売所においても、当該理由（事情）が同様に当てはまる状況であるにもかかわらず、直近5年間で赤字を計上したことは一度もない。これは、コロナ禍による影響（外出自粛）という理由以前に、岩見沢場外発売所の支出がその収入と比較して高額であることに起因するものであると思われ、例えば、場外発売所を運営するために必要な賃料や人件費、光熱水費等が収入との兼ね合いで高額である可能性も窺われるところである。

コロナ禍の状況を脱しつつある現状ではあるものの、当該状況下において従前とは異なる勝馬投票券の購入方法（インターネット投票による購入方法等）が定着した可能性があることから、場外発売所における収入状況がコロナ禍前と同程度に回復する見込みがあるわけでない以上、現在の支出につき、削減しうる項目がないかについて、これを機に検証することは、競馬事業の運営に関する費用対効果を高める意味でも有用であると思われる。

【意見】

直近の年度において収支が赤字を計上している場外発売所につき、その理由を分析し、特に支出についてより低額に抑える余地がないか、検証すべきである。

4 施設、設備、備品等は適正に維持管理されているか

(1) 備品の管理について

固定資産について、一般社団法人北海道軽種馬振興公社会計処理規程は、以下のとおり定めている。

第41条 この規定（※1）において固定資産（運用資金を除く）とは、耐用年数が1年超で、かつ、取得価格が20円（※2）以上の使用目的の資産をいい、基本財産、特定資産及びその他固定資産に区別する。

※1 「規程」の誤記と思われる。

※2 「20万円」の誤記と思われる。

(1) 基本財産

定款に基本財産として定める財産をいう。

(2) 特定資産

特定の目的のために使途等に制約を課した資産をいい、例えば、以下の固定資産をいう。

退職給付引当資産（退職給付を支払うための特定預金等）

補助金、助成金等により取得した土地、建物（附属設備を含む）、構築物等

(3) その他固定資産

基本財産又は特定資産以外の固定資産をいい、例えば、以下の固定資産をいう。

土地、建物（附属設備を含む）、構築物、車両運搬具、機械器具備品、リース資産、建設仮勘定、電話加入権、ソフトウェア、敷金、保証金、預託金、投資有価証券等

第46条 固定資産の管理責任者は、経理責任者が任命する。

2 固定資産管理責任者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況及び移動等について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。

3 (略)

以上の規定を踏まえ、公社は、取得価格が20万円以上の備品（上記規定によれば「その他固定資産」に分類される備品）については、固定資産台帳を作成の上、

当該備品の取得、毀損又は滅失等の状況に応じて記録を行い、管理しているわけであるが、当該備品自体には管理番号（当該備品を他の類似ないし同種類の備品と区別するために付される番号）のシール等は付されていなかった。

この点、同じ種類の備品が複数ある場合、それぞれの備品に管理番号が付されていなければ、各備品を特定することが困難となり、ひいては各備品の適切な管理に支障が生じるおそれがある。

【意見】

固定資産台帳に記録すべき備品のうち、その備品の性質上、各備品の特定を確実にできる場合を除き、当該備品には管理番号のシール等を貼付するなどして管理を行うべきである。

(2) 物品台帳の作成について

一般社団法人北海道軽種馬振興公社会計処理規程は、「第7章 物品」という章立てを行った上で、以下のとおり定めている。

第51条 この規程において、物品とは次の各号のものをいう。

- (1) 消耗品・・・固定資産と消耗備品以外のもの
- (2) 消耗備品・・・耐用年数が1年以上のもので、取得価格が20万円未満10万円のもの

第53条 物品管理責任者は、経理責任者が任命する。

2 物品管理責任者、経理として支出したもののうち物品として管理する必要があるものは、原則として固定資産に準じて物品台帳を設けてその記録及び整理を行うものとする。

第54条 物品管理責任者は、物品台帳に記載した物品について、各会計年度において1回以上、物品台帳と現物の照合を行わなければならない。

以上の規定によれば、公社においては、物品として管理する必要があるものは、原則として固定資産に準じて物品台帳を設けてその記録及び整理を行わなければならないところ、当該台帳は作成されていなかった（当然、各会計年度における物品台帳と現物の照合も行われていない。）。

【指摘】

会計処理規程に基づき、物品として管理する必要があるものについては、固定資産に準じて物品台帳を設けた上、その記録及び整理並びに物品の現物照合を行うべ

きである。

(3) 消耗品の管理について

上述の規定を踏まえ、公社は、消耗品及び消耗備品の管理を行っているところ、競馬事業の運営に必要不可欠な消耗品（例：ダートコースの砂、屋内調教用坂路に敷設するウッドチップ、勝馬投票券の購入の際に使用するマークカード、発券機のロール等）については、物品台帳に記載されることなく（上述のとおり、公社においてはそもそも物品台帳を作成していないが）、数量等の照合（照合時点での数量等の確認）も行われていない。

この点、上記消耗品については、その性質上、大量に購入かつ消費されるものであり、また（砂やウッドチップについては）独立した物として特定が困難であることから、数量等の照合には適さないとも言えようが、他方、照合に適さないからという理由で、ただ「在庫が無くなったら（無くなりそうだから）購入すればいい（購入するよりない）」という発想では、当該消耗品が適切に（必要に応じて・無駄なく）消費されているのか検証しようがない。

【所感】

物品台帳に記載していない消耗品についても、適切に消費されているか否かを検証する趣旨で、当該物品の性質に応じた照合（個数や数量確認）を行うことを検討すべきである。

第4節 不動産取得税等の賦課徴収事務

第1 監査の概要

1 監査の目的

各種施策の財源となる道税を賦課徴収する事務を執行する各（総合）振興局及び道税事務所において、その業務が法令、条例、規則等に基づき適正公平に行われ、納税者の個人情報管理が厳格に行われているかを検証するとともに、道税の中でも一件当たりの徴収金額が比較的大きくなる不動産取得税の賦課決定事務において課税標準の算定が効率的かつ正確に行われており、北海道と市町村における評価の統一と事務の簡素化が図られているかについても確認する。

2 監査対象対象部局

- (1) 総務部税務課
- (2) 各（総合）振興局
- (3) 道税事務所

3 監査の範囲

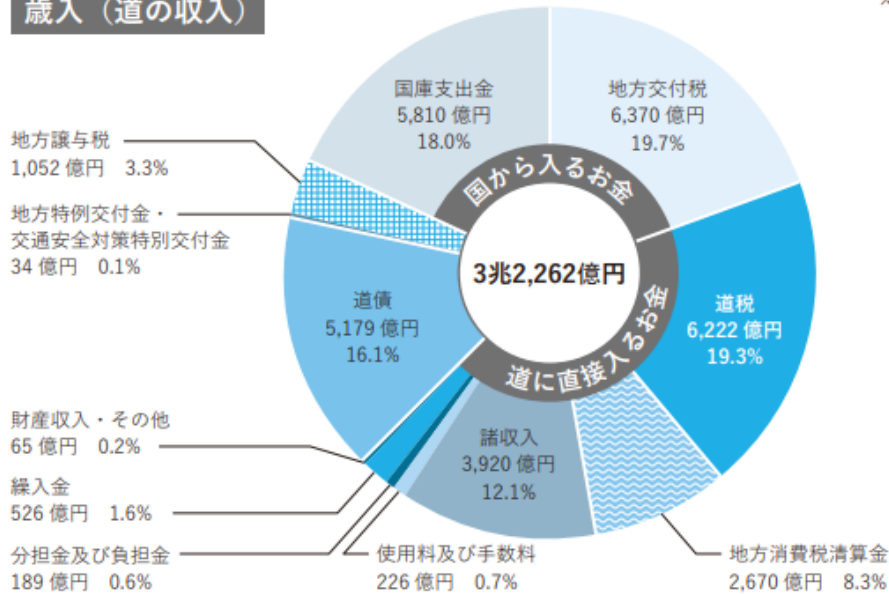
(1) 監査の対象

監査の対象は、不動産取得税の賦課課税事務及び道税の納税事務についてである。

北海道歳入は地方交付税や国庫支出金など国が主体となって配分・支出を行うものが多い。その中で、令和4年度歳入（当初予算）一般会計3兆2,262億円のうち19.3%を占める道税が、独自に賦課徴収事務を行う歳入として最大の構成比を占めていることから、「コロナ禍における北海道の財政収入に係る財務事務の執行」という観点において重要な業務であると判断した。

歳入（道の収入）

※予算額は当初予算額です。

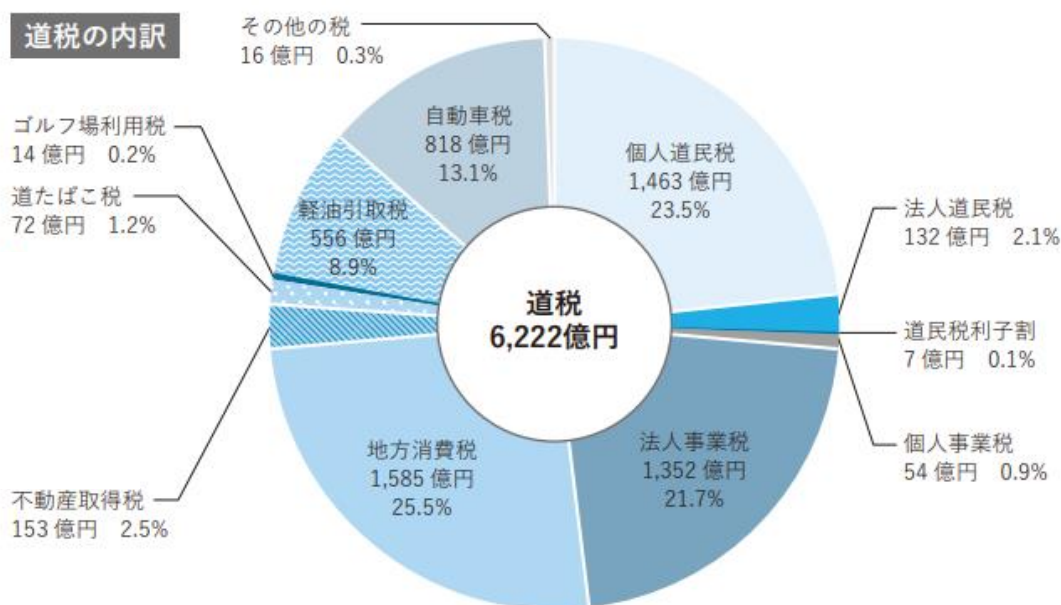


- 地方交付税
地方公共団体間の財政格差をなくし、バランスのとれた地方行政が行われるように、国が財源の不足する地方公共団体に対して、所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額を配分するものです。
- 国庫支出金
地方公共団体が行う社会保障や教育、公共事業などの特定の仕事に対して国が支出するもので、補助金や負担金などと呼ばれています。
- 地方譲与税
国税として徴収された特定の税を、一定の配分に基づいて地方公共団体に譲与するもので、道に対しては特別法人事業譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税があります。
- 地方特例交付金
地方税の代替的な性格を有し、全地方公共団体に交付されます。
- 道債
道が、公共施設、学校等の大規模な建設事業や災害復旧事業などを行う場合の財源不足を補うために、銀行などから借り入れるものです。令和2年度末の道債残高は、一般会計及び特別会計の総額で約6.0兆円です。

【図1 総務部財政局税務課「くらしとぜい」令和4年度版 より】

(2) 選定理由

監査を進めるにあたり道税収入のうち153億円（令和4年度歳入当初予算）を構成する不動産取得税について、以下の点が特徴的であることから選定した。



【図2 総務部財政局税務課「くらしとぜい」令和4年度版 より】

① 選定理由1

所得税のような申告納税方式ではなく、納税通知書の郵便送付によって行う普通徴収方式であることに着目した。このような行政機関の処分により税額を確定する方法を租税法上の用語では賦課課税制度²¹という。

申告納税方式が申告者自らによって納税義務を第一次的に確定する（国税通則法第16条第1項第1号）のに対し、賦課課税方式は課税庁が専ら税額を確定し納税者に通知する方式である。「現行では、主に固定資産税などの地方税において賦課課税方式が採られる」²²との指摘があり、日本国内の税目において特徴的であると言える。

²¹ <https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2006/02.htm>（2022年12月閲覧）

²² 浅妻章如『租税法』p.11 日本評論社 2020年

② 選定理由 2

同一客体に複数の課税団体が関与していることに着目した。

課税団体とは、課税権の主体である地方団体をいうが、地方税法第1条第1項において地方団体とは「道府県又は市町村をいう。」と定義されている。そして、地方税法第2条において「地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。」と規定されている。

また、地方税法第73条の2第1項において不動産取得税は、土地及び家屋の取得に対して課税されるものであるが、土地及び家屋は、市町村が課税団体となる固定資産税の課税客体にもなるものである。

そのため、地方税全体の効率性及び正確性の観点からも検討する必要がある。

③ 選定理由 3

不動産取得税額の算出過程に市町村の関与があることに着目した。

不動産取得税は、不動産（土地、家屋）の取得に対して課税される。納税義務者は土地や家屋を売買、贈与、交換、建築（新築、増築、改築）などによって取得した者である。

税額は取得した「不動産の価格（課税標準額）× 税率」によって計算され、家屋については「総務大臣が定める固定資産評価基準により評価した価格」が課税標準額に採用される。具体的には、再建築価格を基準として評価する再建築価格方式が採用されている。

土地については、「原則として市町村の固定資産課税台帳の登録価格」が課税

標準額に採用される。そこで、地方税法第73条の21²³及び第73条の22²⁴などを根拠として、北海道と市町村における評価の統一と評価事務の簡素化が図られている。

また、その具体的な基準については通達「市町村の課税資料による不動産取得税の価格の決定について」（昭和44年9月18日税務第720号）によって定められている。通達では、原始取得に係る家屋において「市町村が固定資産税において実施する調査と不動産取得税の調査とが競合して行なわれないう、市町村と道との調査範囲等を定め、相互連けいを保ち協力することにより調査労力の軽減と、調査事務の促進並びに処理の円滑を期すること」を目的として、北海道と市町村の同一客体における相互連携を導入している。これにより、不動産取得税の賦課課税事務においても、北海道は調査を実施せず、市町村が実施した調査が根拠になることがある。

ここで一般論としての「市町村が課税団体として行った事務」の正確性について検証した調査を敷衍する。

平成24年8月28日に総務省から発表された「固定資産税及び都市計画税に係

²³ 地方税法第73条の21 道府県知事は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産については、当該価格により当該不動産に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定するものとする。但し、当該不動産について増築、改築、損かい、地目の変換その他特別の事情がある場合において当該固定資産の価格により難いときは、この限りでない。

2 道府県知事は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されていない不動産又は前項但書の規定に該当する不動産については、第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によって、当該不動産に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定するものとする。

3 道府県知事は、前項の規定によって不動産の価格を決定した場合においては、直ちに、当該価格その他必要な事項を当該不動産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

4 道府県知事は、不動産取得税の課税標準となるべき価格の決定を行った結果、固定資産課税台帳に登録されている不動産の価格について、市町村間に不均衡を認めた場合においては、理由を附けて、関係市町村の長に対し、固定資産税の課税標準となるべき価格の決定について助言をするものとする。

²⁴ 地方税法第73条の22 市町村長は、第七十三条の十八第三項の規定によって送付又は通知をする場合においては、道府県の条例の定めるところによって、当該不動産の価格その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて道府県知事に通知するものとする。

る税額修正の状況調査結果」²⁵において、平成21年度から平成23年度における土地・家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税誤り等による税額修正の状況が公表された。

当該調査によると、東京都及び1,719市町村のうち、調査対象期間（平成21年度～平成23年度）の間に、税額修正した納税義務者数が1人以上あった市町村は、調査回答団体のうち97.0%であったことが判明した。

この調査を受けて、平成26年9月16日総務省自治税務局固定資産税課長が発出した「固定資産税の課税事務に対する納税者の信頼確保について」（総税固第51号）²⁶において、「各市町村の取組みに対するより一層の支援を実施」することが都道府県市町村税担当課に要請されている。

地方税法第401条²⁷には固定資産の評価に係る知事の任務として、市町村への援助・助言・研修を行うことも想定されており、北海道内における土地・家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税誤りに関しては行政単位に拘泥することなく北海道及び市町村全体での正確性という視座が必要不可欠であると思料する。

この要請から8年が経過しており、北海道の課税業務における自主点検や市町村への支援について確認する必要があると判断した。

以上の特徴から不動産取得税の賦課課税事務について、包括外部監査において監査を行うこととした。

併せて課税と表裏一体の関係にある道税の納税事務についても監査を行った。

²⁵ https://www.soumu.go.jp/main_content/000173655.pdf（2022年12月閲覧）

²⁶ <http://www.daishou.co.jp/products/images/shougou.pdf>（2022年12月閲覧）

²⁷ 地方税法第401条 道府県知事は、市町村長に対し、固定資産の評価に関して、次に掲げる援助を与えなければならない。

- 一 第三百八十八条第一項の固定資産評価基準について助言をすること。
- 二 固定資産評価員の研修を行うこと。
- 三 総務大臣が作成した資料の使用方法について助言をすること。
- 四 市町村の固定資産評価員が評価することが著しく困難である固定資産の評価について市町村長から助言を求められた場合において助言を与えること。

4 監査日程

(1) 予備調査

令和4年7月20日 総務部税務課
令和4年7月27日 総合政策部市町村課

(2) 本調査

令和4年10月4日 総務部税務課
令和4年10月17日 総務部札幌道税事務所
令和4年11月24日、25日 十勝総合振興局
令和4年11月28日 胆振総合振興局

5 着眼点

(1) 不動産取得税（家屋）の再建築費評点数の計算

家屋の評価に採用されている再建築価格方式における再建築費評点数の計算においては、躯体の構造や材料の使用量、仕上げ材の程度や設備状況など多岐にわたる要素を評点化し、積み上げ計算を行う。また積算だけではなく補正計算なども必要となることがあり、表計算ソフトや専用システムによる計算ツールの活用が前提と考えられる。前述した平成26年9月16日総務省発出の通達（総税固第51号）においても下記の内容を例示して計算誤り防止について喚起している。

- ・電算システムプログラム修正時の検算の徹底
- ・電算システムへの入力内容のダブルチェックの徹底
- ・電算システムへの誤入力・入力漏れ時のエラー表示設定
- ・電算システム入力を自由入力方式から選択方式に変更
- ・固定資産評価員・評価補助員の研修の徹底（特例措置等）
- ・チェックリスト等による事務の点検の徹底

そこで北海道が実施している計算ツールによる計算の精度やチェック体制など、正確性の確保やリスクアプローチに着目した監査を行った。手法は以下のとおりである。

- ・事務要領等による手順の確認
- ・再建築費積算における再建築費評点数の計算ツールの確認
- ・具体的事例への当てはめ

(2) 不動産取得税の課税誤りなどの修正事案について

選定理由で指摘したとおり、法に基づき北海道と市町村における評価の統一が図られている。具体的には通達に基づき、評価客体のうち木造家屋は市町村、非木造家屋のうち一定以上の大きさのものは北海道（それに満たないものは市町村）

というように家屋評価について事務分担を行っている。

実務的には「200㎡以上及び特殊な家屋・特別な事情など評価依頼のあったもの」などの基準を（総合）振興局及び道税事務所単位で市町村と協議の上で定めている。

この運用の根拠通達は昭和44年に発出されたものであり、発出当時における「最近における原始取得家屋の激増に対処」することを目的としており、50年を経過した現在において基準の設定水準および事務分担が適切であるかどうかの検証が必要と考える。

併せて当該通達では「市町村の資料に基づき課税したものについては、課税の内容等につき市町村の資料をそのまま用いたとの印象を納税者に与えることのないよう」にとの指示も付されており、前述した総務省平成24年調査なども踏まえて課税誤りなどの修正事案の発生件数や発生原因について確認することとした。

そこで、近年の他府県の問題意識に着眼点を求め、京都府と府内25市町村（京都市を除く）が設立した広域連合「京都地方税機構」のような組織への移行について包括外部監査の観点から所感を述べることにしたい。なお、「京都地方税機構」は、課税権は府・市町村に存することを前提に、賦課徴収業務の一部を共同で実施する組織として設立されたものである。

（3）市町村からの家屋評価についての相談事跡の管理及び市町村担当者向けの家屋評価研修の実施状況について

家屋評価について事務分担を行っている現在の運用において、市町村との連絡調整及び情報共有はきわめて重要な業務である。

そこで、当該連絡調整についての記録の保存状況について現地調査において確認することとした。具体的には文書管理台帳上に当該簿冊が存在するかどうかの確認と連絡調整の実務についてのヒアリングである。

また研修の実施状況については、現地調査において実施報告書の確認を行い質疑応答や意見交換についての具体的内容をヒアリングするものである。

（4）納税者情報等の適切な管理について

地方税法第22条（秘密漏えいに関する罪）に定められているとおり、税務職員の守秘義務は租税秩序の維持に欠かせないものである。北海道は当該義務の履行のために納税者情報の適切な管理をすることが求められる。近年では他府県での納税者情報流出事案なども発生しており、北海道の管理状況についての監査が必要であると考えた。具体的には、ハードディスクなどの記憶媒体のデータ消去や外勤持出情報の亡失など（意図的な流出ではない）潜在的なリスクへの対応状況である。そのため、納税者情報の適切な管理について現地調査において確認を行

った。

(5) 情報セキュリティ対策について

北海道は道税のシステムについて「情報セキュリティ対策の実施及び運用に関する手順」(平成23年3月総務部財政局税務課)を定めている。

当該対策の実施及び運用に関して現地調査において確認を行った。

6 監査の手続

予備調査においては、税務課及び市町村課担当者から、固定資産評価基準、事務処理要領、北海道固定資産評価審議会の運営等について、資料を基に聴取を行った。

本調査(本庁聴取)においては、税務課担当者から、予備調査で聴取した内容に追加する形で、具体的な管理状況について聴取すると共に、現地調査時の対応の説明を行った。

本調査(現地調査)では、総合振興局及び道税事務所の各担当者から、実際の業務の執行状況の確認や、現物の確認等を行った。

第2 監査対象の概要

1 施設の概要に関すること

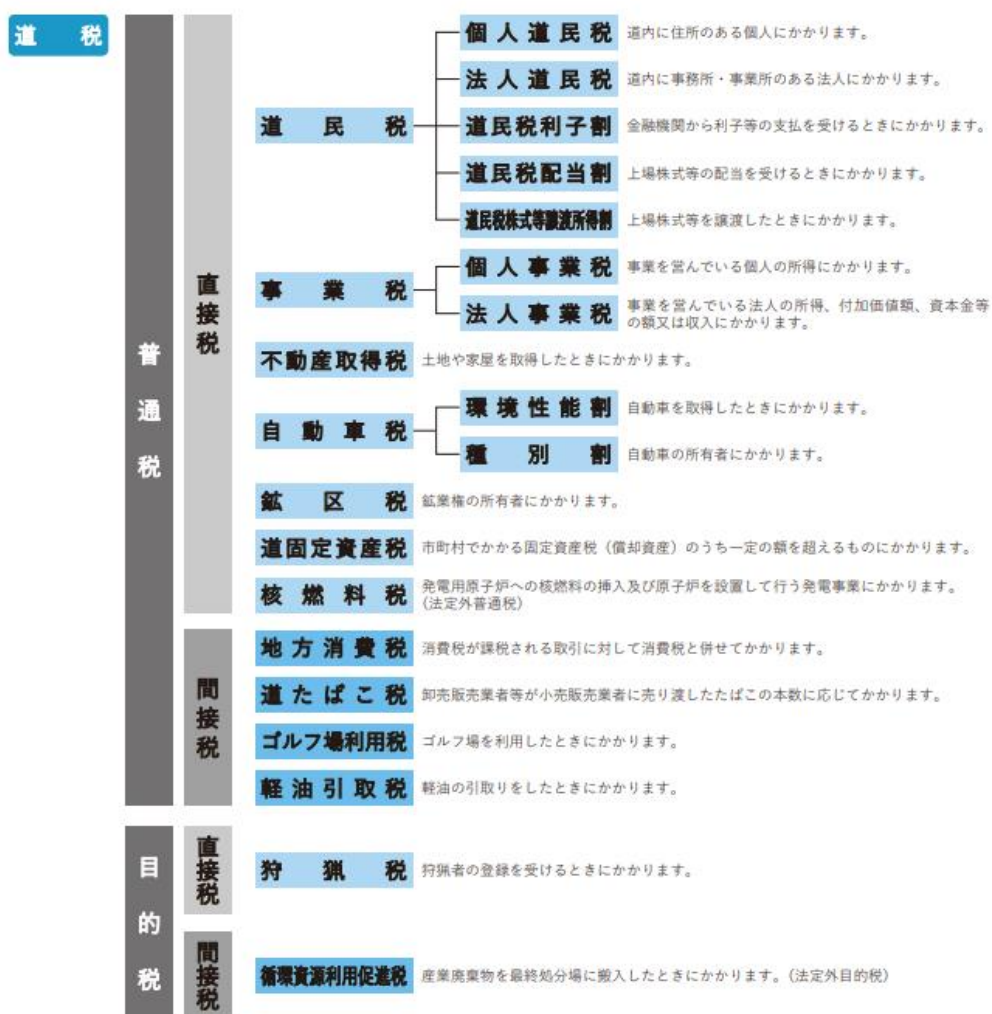
北海道における道税担当機関は次のとおりである。

総合振興局等	郵便番号	所在地	電 話	所管区域等
空知総合振興局	068-8558	岩見沢市8条西5丁目	道税ダイヤルイン 番号簿参照	夕張市、岩見沢市、美瑛市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町
深川道税事務所	074-0002	深川市2条19番13号	0164-23-3578	深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
石狩振興局	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館5F	道税ダイヤルイン 番号簿参照	江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
後志総合振興局	044-8588	倶知安町北1条東2丁目	道税ダイヤルイン 番号簿参照	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村
小樽道税事務所	047-0033	小樽市富岡1丁目14番13号	道税ダイヤルイン 番号簿参照	小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
胆振総合振興局	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル1F	道税ダイヤルイン 番号簿参照	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
苫小牧道税事務所	053-0018	苫小牧市旭町2丁目8番15号	道税ダイヤルイン 番号簿参照	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
日高振興局	057-8558	浦河町栄丘東通56号	道税ダイヤルイン 番号簿参照	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
渡島総合振興局	041-8558	函館市美原4丁目6番16号	道税ダイヤルイン 番号簿参照	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
檜山振興局	043-8558	江差町宇陣屋町336番地の3	道税ダイヤルイン 番号簿参照	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
上川総合振興局	079-8610	旭川市永山6条19丁目1番1号	道税ダイヤルイン 番号簿参照	旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、幌加内町
名寄道税事務所	096-0014	名寄市西4条南2丁目	01654-2-4148	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
留萌振興局	077-8585	留萌市住之江町2丁目1番地2	道税ダイヤルイン 番号簿参照	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗谷総合振興局	097-8558	稚内市末広4丁目2番27号	道税ダイヤルイン 番号簿参照	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
オホーツク総合振興局	093-8585	網走市北7条西3丁目	道税ダイヤルイン 番号簿参照	網走市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、大空町
北見道税事務所	090-0018	北見市青葉町6番6号	道税ダイヤルイン 番号簿参照	北見市、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町
紋別道税事務所	094-8554	紋別市幸町6丁目	0158-24-2626	紋別市、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
十勝総合振興局	080-8588	帯広市東3条南3丁目	道税ダイヤルイン 番号簿参照	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧路総合振興局	085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号	道税ダイヤルイン 番号簿参照	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根室振興局	087-8588	根室市常盤町3丁目28番地	道税ダイヤルイン 番号簿参照	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
札幌道税事務所 税務管理部	060-0003	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館2F	道税ダイヤルイン 番号簿参照	札幌市内全域の道税業務（自動車税（環境性能割・種別割）業務を除く。）
札幌道税事務所 自動車税部	001-8588	札幌市北区北22条西2丁目	道税ダイヤルイン 番号簿参照	自動車税（環境性能割・種別割）業務
北海道総務部 財政局税務課	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目 道庁5F	011-204-5060	

【図3 総務部財政局税務課「くらしとぜい」令和4年度版 より】

2 道税の概要に関すること

北海道における道税の種類は次のとおりである。



【図4 総務部財政局税務課「くらしとぜい」令和4年度版 より】

3 着眼点に対応する具体的監査内容

(1) 不動産取得税（家屋）の再建築費評点数の計算

不動産取得税（家屋）においては不動産取得税家屋評価調書により課税標準額や税額を算出する。このため不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定する事務について確認を行った。

再建築費積算における再建築費評点数の計算ツールとしては電算システムプログラムではなく、マイクロソフト社製の表計算ソフト「エクセル」を使用していることを確認した。税務課が固定資産評価基準の改定の都度、計算用エクセルを作成しセル保護の上で（総合）振興局及び道税事務所の不動産取得税課税事務を所管する機関に配付している。

札幌道税事務所において、事務要領等による手順の確認、当該エクセルによる再建築費評点数の操作を実地で確認した。

また、札幌道税事務所、十勝総合振興局、胆振総合振興局において当該エクセルのソフトウェア上の特徴により計算誤りが生じた事案等の有無についてヒアリングを行った。

(2) 不動産取得税の課税誤りなどの修正事案について

北海道が賦課決定を行った不動産取得税の修正事案について調査した。

① 期間

平成30年度から令和4年度（R4.12.22時点で把握されたもの）までの5年間

② 事案の分類

ア 賦課決定後に減額訂正を行った事案

イ 賦課決定後に取消を行った事案

③ 評価主体の分類

ア 北海道が行ったもの（自主評価分）

イ 市町村が行ったもの（市町村評価分）

④ 訂正処理を行った端緒

ア 北海道が賦課決定後に自主調査したことで確認をしたもの

イ 市町村から報告があつて確認をしたもの

ウ 納税者からの申し出で発覚したもの

⑤ 結果（件数）

ア 賦課決定後に減額訂正を行った事案（図5, 図6）

	自主評価分	市町村評価分	合計
自主調査	10	68	78
市町村報告	1	54	55
納税者申出	1	26	27
合計	12	148	160

イ 賦課決定後に取消を行った事案事案（図6）

	自主評価分	市町村評価分	合計
自主調査	75	78	153
市町村報告	1	76	79
納税者申出	25	177	202
合計	103	331	434

⑥ 結果（発生原因など）

ア 北海道に起因するもの

- ・再建築費評点数の計算過程において、例外的に行った手入力の後のチェックが漏れたため、エクセルの数式計算が想定どおり行われず、上限値の計算が適正に行われなかった。
- ・土地の収用控除の適用誤り
- ・評価システムへの杭地業の入力で口径サイズの入力誤り

イ 市町村に起因するもの

- ・北海道に通知される際に長期優良住宅の記載が市町村において行われなかった
- ・市町村評価において構造認定に誤りがあった

ウ 評価者に起因しないもの

- ・算定に用いた図面（所有者提出）が面積誤りであった
- ・竣工図面と完成図面（所有者提出）が大きく相違していた
- ・完成後に用途変更があった
- ・賦課決定後に納税者からの減免申請や課税免除申請などに対応した

(単位：件、千円)

納税者からの申出												合計	
H30		R1		R2		R3		R4		計		件数	税額
件数	減じた評価額	件数	減じた評価額	件数	減じた評価額	件数	減じた評価額	件数	減じた評価額	件数	減じた評価額		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,377
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1,789
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	767
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,607
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	882
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	△37,342
0	0	1	189,501	0	0	0	0	0	0	1	189,501	1	189,501
0	0	1	189,501	0	0	0	0	0	0	1	189,501	12	159,581

【図 5-3】

不動産取得税（原始取得分）の調定取消実績等一覧表（R4.12.22税務課作成）

【自主評価分】 調定を取り消した客体 (単位：件)																			
	課税庁の自主調査						市町村からの申出						納税者からの申出						合計
	H30	R1	R2	R3	R4	計	H30	R1	R2	R3	R4	計	H30	R1	R2	R3	R4	計	
空知	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
深川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石狩	1	0	1	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
滝川	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	13	14
小樽	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
釧路	1	1	3	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
苫小牧	1	1	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
日高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡島	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
樺山	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
上川	1	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4
名寄	1	7	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
留萌	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
宗谷	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	4
木内	0	1	1	0	0	2	0	0	1	1	0	2	0	0	0	1	0	1	5
北見	0	1	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4
紋路	0	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	5
十勝	0	0	2	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
根室	1	2	14	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
札幌	3	0	2	0	0	5	1	0	0	0	0	1	2	1	0	1	0	4	10
計	21	17	34	1	2	75	1	0	1	1	0	7	5	2	5	13	0	25	103

【市町村評価分】 調定を取り消した客体 (単位：件)																				
	課税庁の調査						市町村からの訂正						納税者からの申出						合計	
	H30	R1	R2	R3	R4	計	H30	R1	R2	R3	R4	計	H30	R1	R2	R3	R4	計		
空知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3	4	9	9	
深川	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	3	
石狩	0	2	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	5	3	2	3	13	17	
滝川	0	0	2	2	1	5	0	1	9	0	4	14	0	3	0	3	1	7	26	
小樽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5	1	1	0	10	10	
釧路	2	2	2	0	0	6	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	1	7	13	
苫小牧	0	0	0	0	0	0	8	0	1	0	0	9	1	0	5	0	1	7	16	
日高	1	0	0	1	0	2	0	1	1	0	0	2	1	2	0	0	0	3	7	
渡島	5	1	1	1	1	9	2	2	2	1	1	8	6	6	2	6	3	23	40	
樺山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上川	0	0	1	2	1	4	0	1	1	4	2	8	7	8	2	2	3	22	34	
名寄	1	0	0	0	0	1	3	3	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0	8	
留萌	1	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	4	
宗谷	0	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	4	7	
木内	1	7	0	0	0	8	1	1	0	0	0	2	0	1	0	1	5	7	17	
北見	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	2	1	1	1	1	0	1	4	7
紋路	0	0	0	0	17	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	
十勝	0	1	1	0	0	2	4	1	0	0	6	13	1	12	3	3	1	20	33	
釧路	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	2	4	1	1	0	1	7	10		
根室	1	3	4	1	0	9	2	0	0	1	0	3	1	2	0	0	1	4	16	
札幌	0	1	2	1	0	4	2	0	1	0	2	5	5	10	6	3	4	28	37	
計	12	20	16	8	22	78	25	10	15	9	17	70	34	57	28	20	29	177	331	

【市町村評価分】 評価額を減じた客体 (単位：件)																			
	課税庁の調査						市町村からの訂正						納税者からの申出						合計
	H30	R1	R2	R3	R4	計	H30	R1	R2	R3	R4	計	H30	R1	R2	R3	R4	計	
空知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深川	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
石狩	0	2	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
滝川	0	0	2	2	1	5	0	1	9	0	4	14	0	0	0	2	0	2	21
小樽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	2	2	2	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
苫小牧	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	2
日高	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	2	0	2	0	0	0	2	5
渡島	0	1	1	1	1	4	0	2	2	1	1	6	0	0	0	0	0	0	10
樺山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上川	0	0	1	2	1	4	0	1	1	4	2	8	1	1	0	2	1	5	17
名寄	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4
留萌	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
宗谷	0	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	4
木内	0	7	0	0	0	7	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8
北見	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	3
紋路	0	0	0	0	17	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
十勝	0	1	1	0	0	2	0	1	0	0	6	7	0	10	0	0	1	11	20
釧路	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	3
根室	0	3	4	1	0	8	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	9
札幌	0	1	2	1	0	4	2	0	1	0	2	5	0	1	1	0	0	2	11
計	2	20	16	8	22	68	9	10	16	9	17	54	1	14	2	4	5	20	146

【図6】

(3) 市町村からの家屋評価についての相談事跡の管理について

個別客体に関しての納税者や市町村との相談事跡については「不動産取得税事務処理経過票」(別記第32号様式)に記載されていることを確認した。

納税者や市町村からの一般的な内容の相談事跡記録については、文書管理台帳上に当該簿冊が存在しないことを確認し、ヒアリングの結果からも件数や内容などが集計できるような特段の記録が存在しないことを確認した。

また研修の実施状況については、実施報告書添付の講義資料やアンケート等を確認し、質疑応答や意見交換についての具体的内容をヒアリングした。それらによると、研修は各(総合)振興局及び道税事務所など地域ブロックによって市町村担当者向けに実施されており、当該地域ブロックの実情に応じた講義案や意見交換テーマが策定されており、記録からは参加した市町村担当者からも概ね良好な評価を得ていた。

(4) 納税者情報等の適切な管理について

北海道は個人情報保護について北海道個人情報保護条例(平成6年3月31日北海道条例第2号)を制定している。

当該条例の第11条第2項では「実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。」と規定している。なお、当該条例における個人情報とは、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等²⁸」と定義されている。

納税者情報のうち、滞納者に関する個別情報は滞納票に記載される。滞納票は図7から図10までのとおりであり、主な記載事項は次のとおりである。

²⁸ 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。第3号の2において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

- ・納税義務者等（住所、氏名、電話番号、道税整理番号）
- ・連帯（第二次）納税義務者、保証人
- ・税額、延滞金額、過少申告・不申告・重加算金額及びそれらに係る収入額、未収入額
- ・納期限や徴収猶予期限
- ・差押えなどの処理経過、上司からの指示事項
- ・資産の状況
- ・財産及び所在調査事項（金融機関調査や近隣交番への所在調査など）

滞納票の管理については「道税滞納票等の管理要領」（昭和44年9月29日税務第735号）にて規定されており、毎月全滞納票の確認をすることが定められている²⁹。具体的には要領に従ってパンドラシステムから配信される月報と滞納票を突き合わせる方法により実施していることを総合振興局及び道税事務所ヒアリングで確認した。

監査の結果、滞納票は総合振興局及び道税事務所庁舎内の施錠可能なロッカーで保管され、執務時間中も当該職務に従事する職員以外は持出できないよう管理されていることを確認した。

他方で、納税担当職員が滞納票を庁外に持ち出す際には出発前の記録を残しておらず、持出情報の一部紛失などがあった際には亡失情報の特定ができない状況であった。

納税者情報のうち、道税システムで検索できるものについては各担当者の事務分掌に応じた閲覧権限が付与されており、権限一覧表と現金領収証書の交付名簿等の突合作業を行った。その結果として、権限外アクセスや不正行為に対する対策を講じていることを確認した。

²⁹ 第5 処理経過の報告並びに指示

「滞納票及び総括票については、処理経過及び処理区分欄の記載事項について処理日ごとに上司に報告して所要の指示を受けるほか、全滞納票について、定期的に納税課長（税務課を置く総合振興局、振興局にあっては税務課長、札幌道税事務所にあっては納税課課長補佐又は主幹、納税課を置かない総合振興局道税事務所にあっては所長）までの決裁を受ける。

なお、納税担当係長又は納税担当主査は、毎月全滞納票を確認し、滞納事案の進行状況の把握に努める。」

○ ○

一人別滞納総括票 ()

区分	住所(所在地)	氏名(名称)	電話
納税義務者等			
滞り納税義務者			
第二次納税義務者			
納税保証人			
屋号	業種	営業場所	
(参考事項)			

資産の状況

調査年月日	調査場所	資産名	資産の内容

○ ○

【図9 別記第2号様式 第1面、第2面】

(24 面)

財 産 及 び 行 在 調 査 事 項		財 産 及 び 行 在 調 査 事 項	
調 査 書 等 賦 課 関 係	取 引 先	方 書 地 権 認 許	市 役 所 ・ 町 村 役 場
通源納金等整理簿等徴収関係	企 業 機 関	近隣・同業者（業者団体） 取 引 先 等	住 民 登 録 簿
電 話 番 号 簿	車 両 ・ 船 舶	近 隣 の 交 番	戸 籍 簿
道税トータルシステム等情報	家 庭 用 動 産	学 校 ・ 勤 務 先	転 出 証 明 書 交 付 台 帳
法 務 局	土 地 ・ 建 物 ・ 立 木 登 記 簿	家 業 用 動 産	外 国 人 登 録 原 票
	工 場 財 団 登 記 簿	納 預 貯 金	商 業 登 記 簿
	船 舶 登 記 簿	契 割 金 等 債 権	法 人 情 報 登 記 簿
	建 設 機 械 登 記 簿	者 土 地 ・ 家 屋	法 人 登 記 簿
市役所・ 町村役場	土地家屋課税台帳 （補充課税台帳）	無 体 財 産 権	法 人 開 業 登 記 簿
	償却資産申告書	第 二 次 納 税 義 務	

(- 4 面)

注：処理区分欄には、徴収勘子、換価勘子、納税勘子、前巻交付、財産売却、交付要求、多市地押、処分決定、企業収入、現金収入、配当収入の別を略称（・・・）により記入する。

決 算 種 別	区 分	税	税 外	枚 数	年 月 日 処理区分	処理経過・指示事項	取振印
	業 生	円	円	枚	..		
	取 入						
	滞納額						
	業 生	円	円	枚	..		
	取 入						
	滞納額						
	業 生	円	円	枚	..		
	取 入						
	滞納額						
	業 生	円	円	枚	..		
	取 入						
	滞納額						
	業 生	円	円	枚	..		
	取 入						
	滞納額						
	業 生	円	円	枚	..		
	取 入						
	滞納額						
	業 生	円	円	枚	..		
	取 入						
	滞納額						
	業 生	円	円	枚	..		
	取 入						
	滞納額						

【図10 別記第2号様式 第3面、第4面】

(5) 情報セキュリティ対策について

道税のシステムについて「情報セキュリティ対策の実施及び運用に関する手順」(平成23年3月総務部財政局税務課)を定めていることを確認した。

道税システムのサーバー等の重要な機器を重点的に設置した場所を「管理区域」に指定し当該区域の安全対策を講じることとしている。また、人的セキュリティ対策も講じており、各種の遵守事項を定めている。

(6) その他の監査事項

① 公用車の安全運行について

運転前後にアルコールチェッカーによる検査を実施し飲酒運転の防止及び上司への報告を行っていることを確認した。

公用車の外装点検を使用の都度行うことにより、物損事故の報告漏れなどを防止していることを確認した。

車検証を公用車内ではなく執務室内で保管し、その都度運転者が携行することにより、車検切れなどを防止する対策を行っていることを確認した。

② 郵便料金について

督促状等の発送業務は一括して外部委託するなどの方法により郵便区内特別料金等を活用し、効率的な事務運営を行っていることを確認した。

③ 現金領収証書等の保管について

道税の現金領収に使う現金領収証書や手形領収に使う納付受託証書については、受払簿により適正に管理されており、施錠可能な金庫に保管され、その金庫の開閉は限られた管理者が行っていることを確認した。

④ 現金、郵券等の管理について

現金や郵券(郵便切手、レターパックなど)については管理簿で適正に管理されており、施錠可能な金庫に保管され、その金庫の開閉は限られた管理者が行っていることを確認した。

⑤ 執務室の入り口施錠管理について

執務室の開庁閉庁時の解錠施錠について、ICカード等を用いて最終退庁者などが記録されるようになっており、適正に管理されていることを確認した。

第3 監査等の結果

1 不動産取得税(家屋)の再建築費評点数の計算

監査において、再建築費評点数の計算ツールとしてマイクロソフト社製のエクセルを使っていることを確認した。エクセルは汎用表計算ソフトであり、以下の点でリスクを内包している。

- ・ エクセルファイルは複製が容易であり、当該ファイルがどのひな形に依拠したもの

であるのかの確認が必要となる。実務においては当該確認を客体調書ごとに行うべきである。

- ・ ひな形となるファイルにセル保護などの修正防止策を講じたとしても、数式などの改ざんリスクを排除できない。
- ・ 工事費や評点項目などのエクセル計算過程において、事前に全要素、全数値を設定することが建設工事の性質上きわめて困難であることから、(セル保護を行わず) 手入力を許容しているセルが存在している。例外的な業務の必要性から手入力を行ったために数式計算が想定どおり行われず、上限値の計算が適正に行われなかったことが事後的に発覚し、調定後減額を行った事例が発生した。
- ・ 現在、「不動産取得税家屋評価調書」(不動産取得税事務処理要領別記第2号様式) に添付されている「評点算出内容チェック表」は、税務課が示したものを各(総合)振興局及び道税事務所で適宜加筆して運用している。実地調査において各(総合)振興局及び道税事務所の作成リストを確認したところ、上記リスク(ファイルバージョンや手入力による計算誤り)については確認対象となっていない。以上に加えて、前述の平成26年9月16日総務省自治税務局固定資産税課長が発出した「固定資産税の課税事務に対する納税者の信頼確保について」(総税固第51号)において、「電算システムへの誤入力・入力漏れ時のエラー表示設定」や「電算システム入力を自由入力方式から選択方式に変更」することなど、各市町村が講じた対応策として挙げられている。当該通達が市町村の課税誤りについてのものであることを勘案しても、固定資産税対象家屋と同じ客体について課税標準を計算する事務を所掌し、かつ大規模な非木造家屋については道内全域の評価を事務分担として引き受けている北海道の現在の家屋評価事務の運用について、エクセル利用を見直す必要も含めて、汎用表計算ソフトとしてのリスクの洗い出しや当該リスクについて対応した統一的なチェックリスト様式の作成について検討が必要である。

【意見】

不動産取得税の家屋評価に汎用表計算ソフトであるエクセルを利用することのリスクを洗い出し、正確性や効率性の検証を行うべきである。併せて統一的なチェックリスト様式を定めリスク統制を目的としたチェック体制を構築すべきである。

2 不動産取得税の課税誤りなどの修正事案について

不動産取得税の賦課決定後の取消や減額事案について、(総合)振興局及び道税事務所ごとの実績を確認した。

結果として不動産取得税の賦課決定において、過去5年間で434件の取消と160件の減額事案があることが判明した。賦課課税方式における納税者の要請としては全ての客体において修正などが生じないことが望ましいが、実務的には納税者に起因

するものなど北海道に起因しない、かつ、評価額が変わらない事案が大半を占めている状況であった。

また自主点検により速やかに誤りを把握する取り組みや、長期優良住宅の記載漏れについて市町村からの調書通知時に必須記載事項にするなど未然に防止する独自の取り組みなどの好事例も見られた。

結論として、北海道が評価作業を行った不動産取得税業務は概ね良好であると言える。

3 市町村からの家屋評価についての相談事跡の管理について

市町村からの家屋評価に関する照会・相談について、現在の運用は個別案件については不動産取得税事務処理経過票に記載するが、一般的な照会・相談については記録を残さないというものである。

このような照会・相談に対し、(総合)振興局及び道税事務所主催の研修などで地域傾向に即した講義を行うことで対応している点については評価できる。市町村参加者からの研修アンケートも概ね高評価であった。

他方で、(総合)振興局及び道税事務所を越えた規模での共有は一層の取り組みを期待したい。全道レベルでの共通的な研修講義案の策定や質疑応答集の作成などの参考に資する照会・相談データベースの構築について検討すべきである。

なお、ヒアリングの限りでは、市町村からの一般的な照会・相談についても一定数があり、税務担当部署の業務量や職員定数等の判断において相応の配慮が必要であるものと思料される。当該データベースにはそのような役割も期待している。

【意見】

市町村からの照会・相談について、個別的・一般的な内容を問わず、相手方市町村・内容などを統計分析可能な状態で記録することを検討すべきである。

4 納税者情報等の適切な管理について

滞納処分は、国税徴収法の例によると地方税法第68条等に規定されており、道税滞納処分に当たっては滞納票を携帯することがある。監査の結果、滞納処分を目的とした庁舎外出張に出発する際において、公用車の使用については出発前後の運転者アルコールチェックや公用車外装の傷確認などを行っているのに対して、滞納票については持ち出しを記録していないことが判明した。

平成6年制定の「北海道個人情報保護条例」及び昭和44年制定の「道税滞納票等の管理要領」に基づき、滞納票の亡失などを特定するための、滞納票と滞納リストの突合点検はシステム配信される月報に基づいて概ね一ヶ月に一回程度行われていることを確認した。

ところで、平成15年制定の「個人情報の保護に関する法律」第12条において「地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。」と定められている。

当該条文の要請内容を滞納票管理について検討するに、滞納票には住所・氏名・電話番号といった（条例が定義している）一般的な個人情報のみならず、税額や差押えなどの処理経過、資産の状況などが記載されていることから、極めて高い機密性が求められるものであると考えられる。

現状では、滞納票の亡失など納税者情報が流出するリスクに対して速やかな管理が行われているとは言えないため、当該法律の観点からも早急な対策が必要である。

【指摘】

滞納票を庁舎外に持ち出す際は、出発前に整理番号/管理番号など持出情報を特定できる内容を記録すべきであり、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨に鑑み、「道税滞納票等の管理要領」の改正を行う必要がある。

【所感】

本節では不動産取得税に関する賦課課税事務及び道税の納税事務全般について監査した。

租税確定手続における賦課課税制度とは、「賦課期日における課税要件の充足をもって納税義務が成立し、都道府県・市町村の課税担当部局により納付すべき税額が決定（賦課決定）され、納税者への納税通知書の交付をもって納税義務が確定する」³⁰のものである。国税に多く見られる申告納税方式と比べた場合、税額の計算過程などの明瞭性は乏しい。そのため、納税者の信頼確保がきわめて重要と思われる。

監査の結果、北海道と市町村が行っている家屋評価について、市町村に起因する課税誤りや地方自治体の職員数減少、人口減少などのマイナス要因だけではなく、IT技術の進歩などプラス要因もあることから昭和44年来の事務分担を再検討する時期にあるのではないかという感想を持った。

そこで、着眼点でも指摘した広域連合評価方式への移行について検討が進むことを期待したい。広域連合とは、都道府県や市町村等が、区域をこえて、広域的に事務を処理するために設ける団体であり、地方自治法で特別地方公共団体として位置づけられる。

北海道では滞納処分について、広域連合（広域連合税務課）や地方自治法第284条

³⁰ 中里実ほか編『租税法概説[第2版]』有斐閣2015年

第2項に規定された一部事務組合（滞納整理機構）の形態によって道税と市町村税の共同処理を行っている。この取り組みには8総合振興局等の79市町村が参画している。

家屋評価について共同処理方式への移行については、「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」（北海道、北海道市長会、北海道町村会）に設置した税務ワーキンググループの検討結果報告書（平成23年10月）があるが、今回の監査結果を踏まえて再検討が進むことを期待したい。

参考【個人情報保護に関する法律】（平成十五年法律第五十七号・抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

（基本理念）

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体等への支援）

第九条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策

及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十一条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

第十二条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第4章 おわりに(総括所感)

第1 監査の目的

北海道の歳入の一部である不動産取得税、北海道競馬事業からの収益が北海道の事業に有効に使われているか、新型コロナウイルス感染対策地方創生臨時交付金をその交付目的に従った業務に適正に充当されているか、また、それらの事務が法令、条例、規則等に基づいているか、事業構築の過程において最良の方法が用いられており無理無駄がないか、改善すべき点は無かったかを視点として監査を行った。

第2 視点に基づく監査の結果

結果として重大な法令違反となる行為は無かったが、大義たる理由によって原則によらず例外規定を執ったのか、理解し難いものがあったり、財務規則を細部まで徹底して行っていないものがあったのも事実であった。

新たなシステムを構築するに際し、コロナ交付金を充当し補正予算を組むほどの緊急性が本当にあったのか。

当該システムの導入によって得られる最大限の効果を、最も効率良く導入し、導入後の運営形態も最善なものであるか、もう少し真摯に検討すべきではないか。

一つのシステムの開発導入を外部へ委託する際に、窓口を一本化する事だけが合理的でなく、関連する契約行為の単位を細分化し、その後の保守・運用契約についても広く入札の機会を与え参加させることも重要だと考える。

随意契約を行う場合には多くの判断材料を吟味した上で、その根拠を道民に示し、理解が得られるようにしなければならない。

また、その導入後の効果測定についても的確に行う必要があると思われる。一方、新たなシステムを構築すべきと思われる部分について、汎用のソフトで対応した結果、最も効率よく正確に対処できていると思えないものもあった。

今回の監査対象施設においては、人的セキュリティ、権限アクセスの設定や不正アクセス防止等の情報セキュリティ対策を講じているが、個人情報の庁舎外への持出等に対しては、個人情報保護の点から不十分さを感じた。

個人情報を庁舎外に持ち出すことは、情報漏洩の危険が最大限となることの危機認識が薄れており、民間の意識及びノウハウを活用すべきである。

その他では、庁舎内及び各出先機関において、消耗品の取扱いについてももっとしっかりと管理すべきである。現状では在庫記録はつけられていない部課所も多いように思う。消耗品についても記録簿をつけた上で厳密に管理することにより、消耗品の無駄遣いをなくし、より効率的な事務運営を執行できるものと思われる。

第3 まとめ

本件監査の視点・結果については、上記で述べたとおりであるが、最後に、北海道の現状と将来の懸念には、人口減少・少子高齢化の進行による地方産業の担い手減少からデジタル技術を活用する多様なライフスタイルへの変化、全国の他地域に比べ気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化の懸念や日本海溝地震による甚大被害の予測、全国の22%を占めている北海道の森林面積だが、その担い手不足の進行のため、利用期を迎えた人工林の計画的な伐採・利用等、森林の適正な管理が出来ずに森林の本来機能が十分に発揮されない等、沢山の問題があり、2050年カーボンニュートラルに向けた国の政策の展開など、北海道を取り巻く状況に急速かつ大きな変化が生じており、未来に向けた変化をとらえ、臨機応変かつ迅速に対応するため、更なる民間ノウハウの活用や市町村をはじめ他の都府県の事例等の研究・吸収を行い多様な人材交流、ネットワークを利用し、多様化された諸課題に向き合わなければならない。

本監査の結果が、2050年の長期を見据えた「世界の北海道」を目指す北海道総合開発計画への取組、計画遂行する上での一助になれば幸いである。